

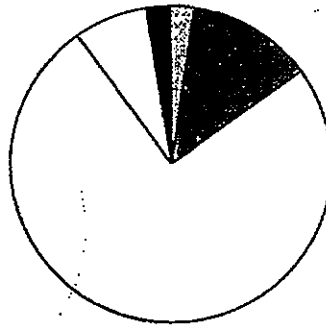
第3回新司法試験についてのアンケート集計結果

短答式試験についてのご意見：
問題の量について

公法系

2-a-公	合計 ID
1.多過ぎる	7
2.やや多い	35
3.適当	212
4.やや少ない	21
5.少な過ぎる	7

2-a-公集計

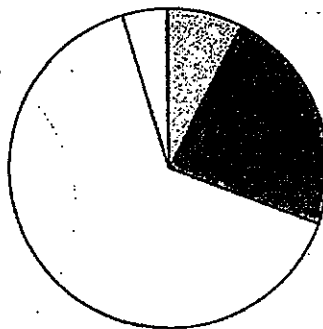


- 1.多過ぎる
- 2.やや多い
- 3.適当
- 4.やや少ない
- 5.少な過ぎる

民法系

2-a-民	合計 ID
1.多過ぎる	21
2.やや多い	65
3.適当	181
4.やや少ない	12
5.少な過ぎる	1

2-a-民集計

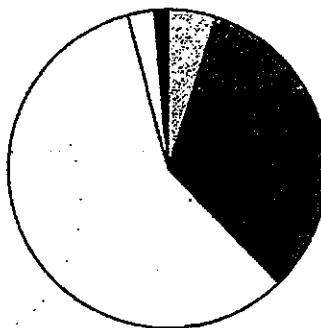


- 1.多過ぎる
- 2.やや多い
- 3.適当
- 4.やや少ない
- 5.少な過ぎる

刑事系

2-a-刑	合計 ID
1.多過ぎる	14
2.やや多い	92
3.適当	163
4.やや少ない	8
5.少な過ぎる	4

2-a-刑集計



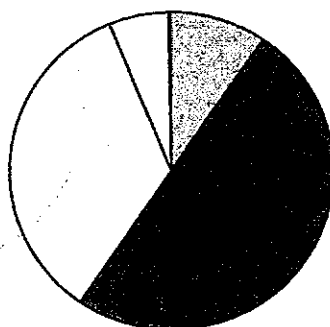
- 1.多過ぎる
- 2.やや多い
- 3.適当
- 4.やや少ない
- 5.少な過ぎる

短答式試験についてのご意見 :
問題の難易度について

公法系

2-b-公	合計 ID
1.難しすぎる	27
2.やや難しい	140
3.適当	97
4.やや易しい	16
5.易しすぎる	1

2-b-公集計

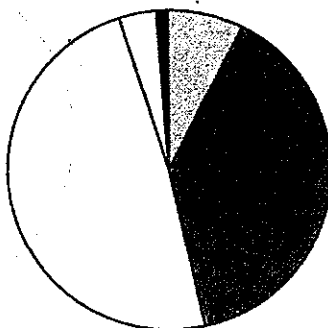


- 1.難しすぎる
- 2.やや難しい
- 3.適当
- 4.やや易しい
- 5.易しすぎる

民法系

2-b-民	合計 ID
1.難しすぎる	21
2.やや難しい	110
3.適当	137
4.やや易しい	11
5.易しすぎる	3

2-b-民集計

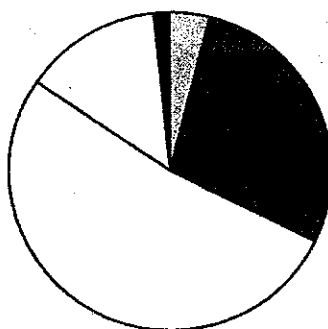


- 1.難しすぎる
- 2.やや難しい
- 3.適当
- 4.やや易しい
- 5.易しすぎる

刑事系

2-b-刑	合計 ID
1.難しすぎる	12
2.やや難しい	79
3.適当	147
4.やや易しい	39
5.易しすぎる	5

2-b-刑集計



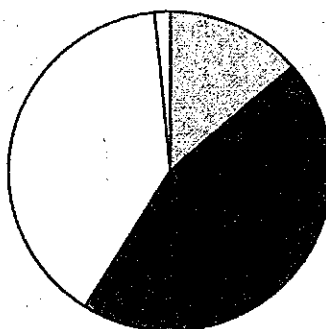
- 1.難しすぎる
- 2.やや難しい
- 3.適当
- 4.やや易しい
- 5.易しすぎる

短答式試験についてのご意見：
問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

公法系

2-c-公	合計 ID
1.大幅に超えている	38
2.少し超えている	126
3.適合している	111
4.少し範囲が狭い	5

2-c-公集計

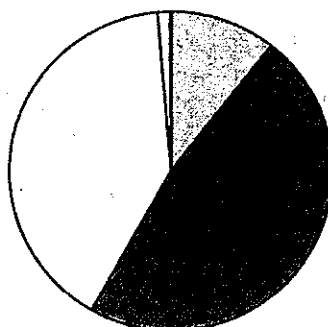


- ☒ 1.大幅に超えている
- ☒ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い

民法系

2-c-民	合計 ID
1.大幅に超えている	30
2.少し超えている	133
3.適合している	114
4.少し範囲が狭い	3
5.大幅に範囲が狭い	1

2-c-民集計

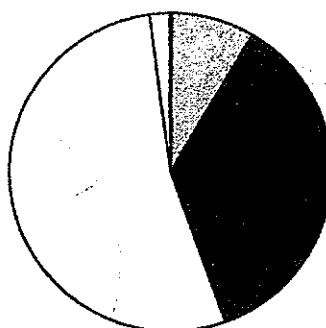


- ☒ 1.大幅に超えている
- ☒ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☒ 5.大幅に範囲が狭い

刑事系

2-c-刑	合計 ID
1.大幅に超えている	23
2.少し超えている	100
3.適合している	149
4.少し範囲が狭い	5
5.大幅に範囲が狭い	1

2-c-刑集計



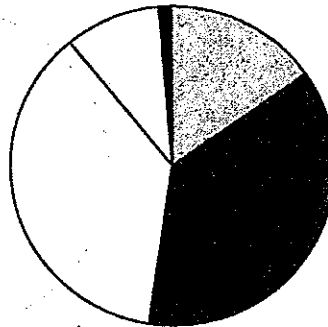
- ☒ 1.大幅に超えている
- ☒ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☒ 5.大幅に範囲が狭い

短答式試験についてのご意見：
出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

公法系

2-d-公	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	43
2.やや知識偏重である	103
3.適切である	104
4.やや思考力・応用力を問う	27
5.思考力・応用力に傾きすぎ	3

2-d-公集計

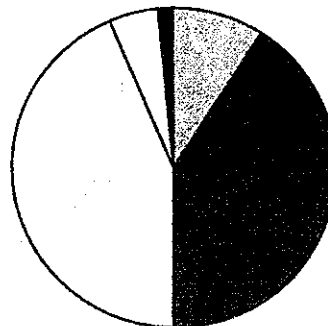


- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

民法系

2-d-民	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	26
2.やや知識偏重である	114
3.適切である	122
4.やや思考力・応用力を問う	14
5.思考力・応用力に傾きすぎ	4

2-d-民集計

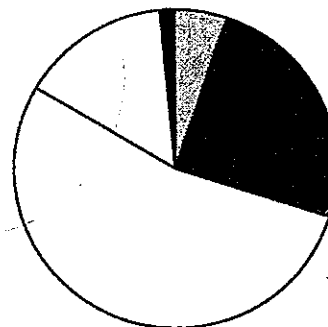


- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

刑事系

2-d-刑	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	15
2.やや知識偏重である	68
3.適切である	148
4.やや思考力・応用力を問う	42
5.思考力・応用力に傾きすぎ	4

2-d-刑集計



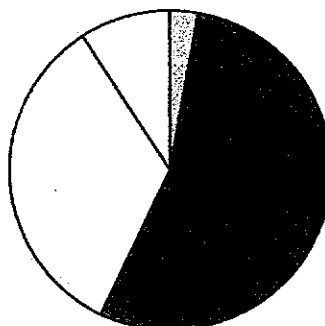
- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

短答式試験についてのご意見：
法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

公法系

2-e-公	合計 ID
1.大変適切	8
2.ほぼ適切	152
3.やや不適切	95
4.大変不適切	26

2-e-公集計

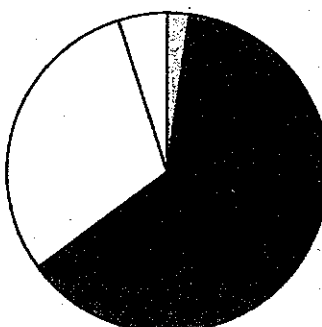


- 1.大変適切
- 2.ほぼ適切
- 3.やや不適切
- 4.大変不適切

民法系

2-e-民	合計 ID
1.大変適切	6
2.ほぼ適切	176
3.やや不適切	85
4.大変不適切	14

2-e-民集計

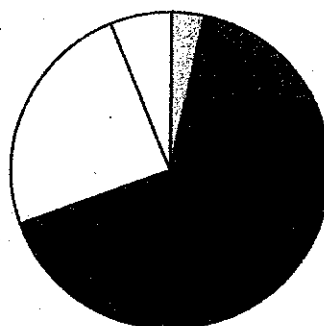


- 1.大変適切
- 2.ほぼ適切
- 3.やや不適切
- 4.大変不適切

刑事系

2-e-刑	合計 ID
1.大変適切	9
2.ほぼ適切	186
3.やや不適切	69
4.大変不適切	17

2-e-刑集計



- 1.大変適切
- 2.ほぼ適切
- 3.やや不適切
- 4.大変不適切

論文式試験(必須科目)についてのご意見 :
問題の設定について

公法系-憲法	3-a-公-憲法	合計 ID		
	1.複雑すぎる	28		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である
	2.複雑である	85		
	3.適当	162		
	4.簡単である	6		

公法系-行政	3-a-公-行政	合計 ID		
	1.複雑すぎる	11		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である ☐ 5.簡単すぎる
	2.複雑である	85		
	3.適当	172		
	4.簡単である	11		
	5.簡単すぎる	2		

民法系-民法	3-a-民-民法	合計 ID		
	1.複雑すぎる	11		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である ☐ 5.簡単すぎる
	2.複雑である	43		
	3.適当	202		
	4.簡単である	22		
	5.簡単すぎる	2		

民法系-民訴	3-a-民-民訴	合計 ID		
	1.複雑すぎる	26		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である
	2.複雑である	103		
	3.適当	140		
	4.簡単である	10		

民法系-商法	3-a-民-商法	合計 ID		
	1.複雑すぎる	54		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である
	2.複雑である	126		
	3.適当	97		
	4.簡単である	2		

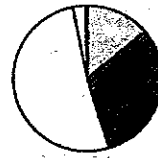
刑事系-刑法	3-a-刑-刑法	合計 ID		
	1.複雑すぎる	12		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である ☐ 5.簡単すぎる
	2.複雑である	52		
	3.適当	197		
	4.簡単である	17		
	5.簡単すぎる	2		

刑事系-刑訴	3-a-刑-刑訴	合計 ID		
	1.複雑すぎる	3		☐ 1.複雑すぎる ☐ 2.複雑である ☐ 3.適当 ☐ 4.簡単である ☐ 5.簡単すぎる
	2.複雑である	57		
	3.適当	195		
	4.簡単である	20		
	5.簡単すぎる	2		

論文式試験(必須科目)についてのご意見：
問題の論点について

公法系-憲法

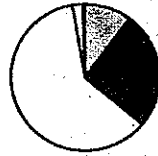
3-b-公-憲法	合計 ID
1.多過ぎる	40
2.やや多い	87
3.適当	144
4.やや少ない	8
5.少な過ぎる	1



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

公法系-行政

3-b-公-行政	合計 ID
1.多過ぎる	29
2.やや多い	72
3.適当	172
4.やや少ない	6
5.少な過ぎる	1



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

民法系-民法

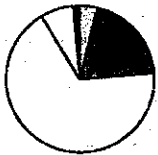
3-b-民-民法	合計 ID
1.多過ぎる	11
2.やや多い	61
3.適当	186
4.やや少ない	18
5.少な過ぎる	4



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

民法系-民訴

3-b-民-民訴	合計 ID
1.多過ぎる	12
2.やや多い	54
3.適当	189
4.やや少ない	22
5.少な過ぎる	3



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

3-b-民-商法

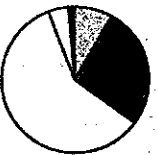
3-b-民-商法	合計 ID
1.多過ぎる	40
2.やや多い	117
3.適当	118
4.やや少ない	2
5.少な過ぎる	2



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

刑事系-刑法

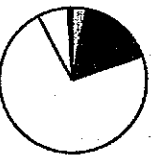
3-b-刑-刑法	合計 ID
1.多過ぎる	23
2.やや多い	75
3.適当	165
4.やや少ない	13
5.少な過ぎる	3



□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

刑事系-刑訴

3-b-刑-刑訴	合計 ID
1.多過ぎる	9
2.やや多い	46
3.適当	201
4.やや少ない	20
5.少な過ぎる	2

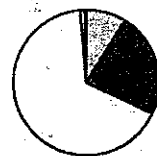


□ 1.多過ぎる
■ 2.やや多い
□ 3.適当
□ 4.やや少ない
■ 5.少な過ぎる

論文式試験(必須科目)についてのご意見：
問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

公法系-憲法

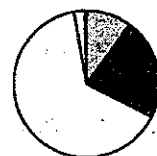
3-c-公-憲法	合計 ID
1.大幅に超えている	24
2.少し超えている	66
3.適合している	186
4.少し範囲が狭い	3
5.大幅に範囲が狭い	1



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

公法系-行政

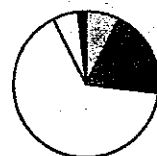
3-c-公-行政	合計 ID
1.大幅に超えている	28
2.少し超えている	64
3.適合している	180
4.少し範囲が狭い	7
5.大幅に範囲が狭い	1



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

民法系-民法

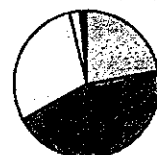
3-c-民-民法	合計 ID
1.大幅に超えている	20
2.少し超えている	56
3.適合している	184
4.少し範囲が狭い	15
5.大幅に範囲が狭い	5



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

民法系-民訴

3-c-民-民訴	合計 ID
1.大幅に超えている	62
2.少し超えている	125
3.適合している	83
4.少し範囲が狭い	6
5.大幅に範囲が狭い	4



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

民法系-商法

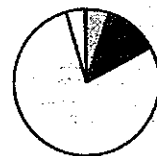
3-c-民-商法	合計 ID
1.大幅に超えている	42
2.少し超えている	99
3.適合している	134
4.少し範囲が狭い	3
5.大幅に範囲が狭い	2



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

刑事系-刑法

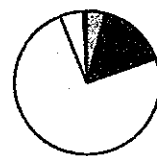
3-c-刑-刑法	合計 ID
1.大幅に超えている	14
2.少し超えている	34
3.適合している	217
4.少し範囲が狭い	11
5.大幅に範囲が狭い	1



- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

刑事系-刑訴

3-c-刑-刑訴	合計 ID
1.大幅に超えている	11
2.少し超えている	43
3.適合している	208
4.少し範囲が狭い	15
5.大幅に範囲が狭い	2

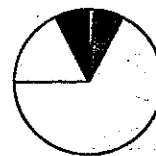


- ☐ 1.大幅に超えている
- ☐ 2.少し超えている
- ☐ 3.適合している
- ☐ 4.少し範囲が狭い
- ☐ 5.大幅に範囲が狭い

論文式試験(必須科目)についてのご意見：
出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

公法系-憲法

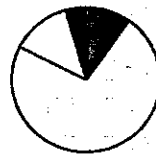
3-d-公-憲法	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	3
2.やや知識偏重である	19
3.適切である	186
4.やや思考力・応用力を問う	49
5.思考力・応用力に傾きすぎ	21



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

公法系-行政

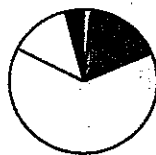
3-d-公-行政	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	2
2.やや知識偏重である	25
3.適切である	202
4.やや思考力・応用力を問う	37
5.思考力・応用力に傾きすぎ	12



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

民法系-民法

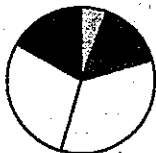
3-d-民-民法	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	5
2.やや知識偏重である	47
3.適切である	177
4.やや思考力・応用力を問う	38
5.思考力・応用力に傾きすぎ	11



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

民法系-民訴

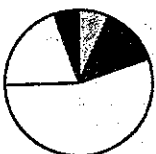
3-d-民-民訴	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	16
2.やや知識偏重である	41
3.適切である	92
4.やや思考力・応用力を問う	81
5.思考力・応用力に傾きすぎ	47



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

民法系-商法

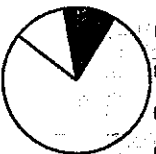
3-d-民-商法	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	19
2.やや知識偏重である	36
3.適切である	151
4.やや思考力・応用力を問う	57
5.思考力・応用力に傾きすぎ	15



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

刑事系-刑法

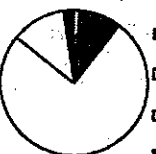
3-d-刑-刑法	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	2
2.やや知識偏重である	23
3.適切である	212
4.やや思考力・応用力を問う	33
5.思考力・応用力に傾きすぎ	8



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

刑事系-刑訴

3-d-刑-刑訴	合計 ID
1.知識偏重過ぎる	3
2.やや知識偏重である	26
3.適切である	209
4.やや思考力・応用力を問う	34
5.思考力・応用力に傾きすぎ	6



- ☐ 1.知識偏重過ぎる
- ☐ 2.やや知識偏重である
- ☐ 3.適切である
- ☐ 4.やや思考力・応用力を問う内容になっている
- ☐ 5.思考力・応用力に傾きすぎている

論文式試験(必須科目)についてのご意見：
法科大学院の教育を経た試験として適当かについて

公法系-憲法

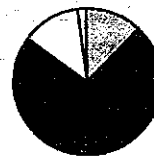
3-e-公-憲法	合計 ID
1.大変適切	25
2.ほぼ適切	176
3.やや不適切	62
4.大変不適切	16



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

公法系-行政

3-e-公-行政	合計 ID
1.大変適切	30
2.ほぼ適切	187
3.やや不適切	54
4.大変不適切	7



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

民法系-民法

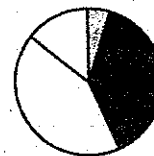
3-e-民-民訴	合計 ID
1.大変適切	13
2.ほぼ適切	107
3.やや不適切	117
4.大変不適切	40



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

民法系-民訴

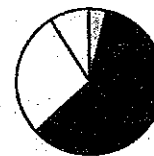
3-e-民-民訴	合計 ID
1.大変適切	13
2.ほぼ適切	107
3.やや不適切	117
4.大変不適切	40



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

民法系-商法

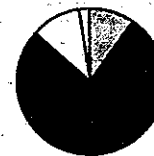
3-e-民-商法	合計 ID
1.大変適切	12
2.ほぼ適切	163
3.やや不適切	79
4.大変不適切	25



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

刑事系-刑法

3-e-刑-刑法	合計 ID
1.大変適切	28
2.ほぼ適切	214
3.やや不適切	31
4.大変不適切	6



□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

刑事系-刑訴

3-e-刑-刑訴	合計 ID
1.大変適切	29
2.ほぼ適切	209
3.やや不適切	35
4.大変不適切	6

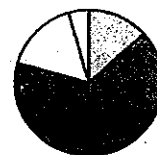


□ 1.大変適切
■ 2.ほぼ適切
□ 3.やや不適切
□ 4.大変不適切

論文式試験(必須科目)についてのご意見：
出題形式が適切かについて

公法系-憲法

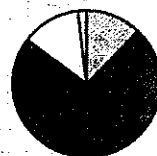
3-f-公-憲法	合計 ID
1.大変適切	37
2.ほぼ適切	183
3.やや不適切	46
4.大変不適切	12



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

公法系-行政

3-f-公-行政	合計 ID
1.大変適切	35
2.ほぼ適切	201
3.やや不適切	37
4.大変不適切	5



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

民法系-民法

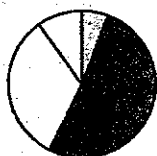
3-f-民-民法	合計 ID
1.大変適切	20
2.ほぼ適切	181
3.やや不適切	58
4.大変不適切	17



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

民法系-民訴

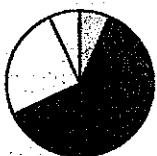
3-f-民-民訴	合計 ID
1.大変適切	17
2.ほぼ適切	141
3.やや不適切	93
4.大変不適切	27



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

民法系-商法

3-f-民-商法	合計 ID
1.大変適切	19
2.ほぼ適切	168
3.やや不適切	71
4.大変不適切	19



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

刑事系-刑法

3-f-刑-刑法	合計 ID
1.大変適切	39
2.ほぼ適切	217
3.やや不適切	17
4.大変不適切	4



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

刑事系-刑訴

3-f-刑-刑訴	合計 ID
1.大変適切	37
2.ほぼ適切	212
3.やや不適切	25
4.大変不適切	4



- ☐ 1.大変適切
- ☐ 2.ほぼ適切
- ☐ 3.やや不適切
- ☐ 4.大変不適切

4-論文式試験(選択科目)についての意見

4-受験科目

4-意見

・問題の分量が多いように思う

環境法

・自然環境保全法が、自然公園法に変わったことを直前まで知らなかったなので、大きく告知して頂きたかった。

・環境法は範囲が広いので、今年は授業で殆ど扱われなかった。分野(アスベスト)が出されたので戸惑った。

・従前は個別法解釈に重点が置かれていたようにも思われるが、今回は知識(たとえば第1問のおから事件)があると有利な内容ではないかという印象を受けた。

・大変適切

・今回、出題形式が少し変わった。私にとって第1問は書きづらい形式だった。

・答案用紙が足りない

・これまでで最も難しかったと思う。ローでの授業時間数によって差が付くような問題であったのがやや残念。

経済法

・特定の経歴や趣味をもつ人に有利だと思う。

・第1回に比べ、問題文が長くなった。

・基本的には、授業+αで対応可能な内容であったと思う。

・問題の量、質とも適当。

・学習時間に限りがあり、かつ回答における適用条文を間違えると全く別の回答となり、さらに学説によってかなり適用条文が変わるため、運に左右される。

・分量が多すぎる。

・今まで最も分量が多く、2問とも意欲作に過ぎた感があった。全てを適切に論ずるにあたっては、4枚ではとても足りないし、時間もとても間に合わない。

・分量が多いと思う。

・授業で学んだ事を理解していれば解けた(十分対応できた)のだろうと思います。

・設問1は、独禁法に抵触しないよう企業の利益を最大限図れる案を弁護士の立場から答えるものでした。法に抵触するかどうかは、確実に学習しておかねばなりませんが、経済的利益を把握した上で、案の提示まで学習するのは、弁護士として必須の能力なのでしょうか、大学院の段階では手が回りませんし、他の科目でも実務ではこの観点が必須であると思いますし、だとすると選択科目のみ実利を把握できるほど、突っ込んで学習するのはバランスを欠くのではないのでしょうか。

・難度が高いと感じた。自己の対処法を問うたり(第1問目)、あまり教科書で扱われていない事例(第2問)が出題されており、応用力を試されていたからであると思う。

・応用力を偏重した問題だと感じた。私が授業で使用した教科書(一般的に受験生が使用しているもの)では、十分対応ができなかった。必修科目が多過ぎて未修者に圧倒的に不利な状況のもとで、配点が少ないとはいえ、選択科目をも学ばなければならないのは負担が過大だと思う。問題の難しさからすれば、選択科目にも十分な時間を費やす必要があるが、他の科目との関係上、選択科目に割くことができる時間は相当に限られてくる。結果的に未修者と既修者との差がますます大きくなってしまいうように思う。

設問1については、非常に難解に感じた。案を提示するという問いに、あの限られた時間で答えるには、相当高度な発想力とセンスが必要だと感じた。

・高速バス・ピザの宅配の問題ともに、昨年に比べ事実の判断が困難という素材ではなく良かったと思う(昨年は部品取替市場を考えなければならない点など、出身ローで事例を扱ったか否かで不公平が生じる問題だったと思うのは、現場意でそのような市場を考えつく事はほぼ不可能である)

・以前の年度の問題と比較して、より応用力を問う問題となっており、選択科目としては難しすぎると感じた。

・ロースクールで押えるべき基本的な思考に沿った良い問題だと思った。

・実務的な応用問題だと思う。して今回の問題を的確に解答する力をつけるのは時間的に厳しいと感じた。

・特に問題を感じなかった。

・検討すべき事項が非常に多かったと感じた。他の科目と一番異なる点は、解答用紙不足にならないよう配慮が必要だった点である。

・内容・量ともに、ほぼ適切だったと思う。

・特になし。ただあまり使用しない条文(経理案件)が用いられたので、当初は混乱した。

論点が多いように感じる(特に第1問)

・適切な出題

国際関係(私法)

2問とも特別法を用いるような問題だったが、問題形式として特別法の範囲外の問いもあったので、問題なかったと思う。

国際関係法(私法)

知識偏重(知っているかそうでないかで決まる)問題だと感じた。

・国際私法プロパーの論点だけでなく、国際取引法についても論述する形式になっており、よかった。LSで国際取引法の授業を受講していたことが役立った。

・特別法など、少し細かい出題がなされたが、もっと基本的論点を主題して欲しかった。

・第2問については、昨年度試験のヒアリング中にあった「基本的な法的知識への基本的なあてはめ」「ごく当然のことを地道に確実に身につけさせる」と合致しているのだろうかとの印象をもった。

国際私法

・依頼者が何を求めているか問題に書かれており、考えていて楽しかった。

・取引法の出題範囲を明確にして欲しい。

・急に(と思った)、取引法が出てビックリした。問題も急に難化した気がする。設問中に条約について書いてある場合は、せめて関係する部分を添付して欲しい。しかし、自分も付き焼き刃的な勉強しかしていなかった為、もっと国際私法の出題範囲内の勉強をしっかりしていれば十分に対応できた気がする。

法科大学院の授業とあっていなかった。

・普段あまり考えた事のない問題であり、また普段あまり使わない条文を聞いた問題だったと思う。正直あの条文を授業であつかう事は少ないと思うので、どこから小問を3つ出す事は問題として適切だったか、多少疑問が残る。

・論点が細かい。

・問題が知識偏重過ぎる。

・国際私法のテストなのに、国際取引法ばかり出すのは、はなはだテストの趣旨に反する。

国際法・私法

・私は一問目は3枚半、二問目は4枚書きましたが、論点が多いので、その整理をする事が大変でした。二問目はあまり学生が勉強していないポイントをついた問題でしたが、実務における感覚的な事を聞く意味では非常に有用な問題だと思いました。良問と感じました。

租税科

たいてい譲渡所得が出題されるパターンが決まってきている。しかしそれだけでも条文を引用した解答は難しく、今回も丁寧な論述は決して簡単ではなかった。

租税法

・最後の問いが、全科目を通じて最も現場思考を必要とするものに感じられ、興味深かった。

良問だったと思います。

・実経験者に有利であることはある程度仕方ないこととはいえ、今回は少し片寄りすぎていたと思われる。

・法科大学院における2単位ないし、4単位の授業のレベルに合った良問であると思いました。

・問題の内容は素晴らしかったと思う。ただ、今回相続が関わった問題が出たところ、受験生の大半が使用しているテキストである金子先生の本には、相続税法の節において関連する記述があった。これは試験範囲に相続税法を含めていない事との関係で不適切でないかと思う。

・法体系の根本的な理解を問う良問であったと考える

知財

・特許が難しい。

知財法

・問題量と時間のバランスが最も良い。他の必修科目は時間が短すぎ、考える力を試すには不適。反射神経で解く形になっている。

・よかった

・教育範囲からはみ出しもせず、特別難解な問題でもない基本に忠実な問題と思う。

知的財産

・もう少し問題文を長くして、事実を拾う形式にしてもよいのではないか。

知的財産権法

選択科目は、配点からいっても、それほど長くない時間で基本的な論点とその応用を書く問題が出題されるべきであるが、本年度は、まさに基本的な問題に対して実安での特殊性を問うような素晴らしい出題であったと考える。

知的財産法

・そもそも選択科目自体廃止すべき

著作権の問題は、論点が多すぎて、よほど手が早くない限りは時間内の適切な処理が難しく、よくない

・良かったと思います。

・特許法の発明の特徴が、それ自体クレームを構成しているのか、クレーム解釈の結果、技術的範囲に含まれるのか分りにくかった。クレームも一応、簡単な形で記載して欲しい。

- ・講義でやった範囲内でたので、法科大教育経た試験という点では、適切であったと思います。
- ・難易度も高すぎず、その意味では適切な問題であったと思う。ただし問題文に不適当な用語使用が多く、戸惑った。
- ・特許法、著作権法共にかなり難しいと思った。
- ・特許・著作権法合わせて7問の小問があった。解答用紙が各科目4枚ずつのみの配布となっているので、分量の配分に困った。せめて各小問の配点割合を民事・大々問のように明記してほしい。
- 問題文が短く、どの論点を中心に聞いているのかわかりづらかった。解答時間・用紙共に限りがあるので、問題文で誘導するか、その論点に関する事実を増やすなど、何らかの形で絞って欲しい。
- ・①特許法の問題文に曖昧な点があり、混乱を招いた(「専用実施権の設定」という文言)。②時間がやや不足した。
- ・解答用紙が足りない。
- 基準的な内容の問題だったので、適切な出題だと思った。ただ、設問が証文として出題されていたものの、その数が多いように思う。その点、どこまで詳しく書くべきか迷うところであるが、時間と次数からすると、やはり設問が多いと思う。
- 簡単そうに見えて、難しかった。
- ・基本的な部分を問う問題であったと思います。選択科目の試験としては適切であると思います。
- ・問題量がちょうど良かった。
- 問題の量の割に答案用紙が足りない。
- ・現段階での感想ですが、特定の論点を聞く問題というより、事案の分析をさせる問題だった印象を受け、新司法試験の問題としては例年通りの適切な問題だったのではと思います。

倒産

- ・難しかったです。授業だけでは解けない問題でした。

倒産法

- ・もっと具体的な設問にして欲しい。
- ・普通に勉強していれば、解る事例・論点を出題して欲しい。
- ・小問1は、題意がつかみやすかったが、小問2は、それがつかみにくかった。
- 基本知識と思考力を試すものとなっている。良い問題だと思う。
- ・問題の量の割に答案枚数が少ないので、せめて1問につき6枚は欲しいと思います。
- ・今まで百選判例を素材とした問題が多かったのに、急に傾向が変わり困惑した。受験生の中では「ロースクール倒産法をやっておけば出来た」とのウワサも流れており、来年以降は基礎も出来ないのに発展に走る受験生が増えるのではないかと懸念される。選択科目の位置付けをどうか再確認して頂きたい。
- ・難しかった。他の選択科目選択者と差が開かないか心配。
- もう少し思考力、応用力を試すものでもよいと思います。
- ・問いが単純すぎて、どこまで書くべきかが分りにくい。紙幅の制限があるため、もう少し問いの指示を明確にすべきである。
- ・昨年どおり、各文の適用を中心としたもので、かつ破産法を中心としたものであり、適切なものであると思う。

・18年、19年よりも思考力を問う問題であったように思う。論点を覚えているだけでは足りず、その場で趣旨から考えるような問いであり、解答するのが楽しかった。

・第2問は、問いが抽象的と感じた。

・問題文の分量・形式・内容ともに、違和感なく適切だと感じました。

・法科大学院の授業では扱われなかった論点が出題されていたと自分には感じられました。

・唯一3時間かけて解くのが選択科目ですが、第2問(3)などは、配点が分からず(全体で第2問が50点としか分からないので)、倒産法制における破産・民事再生の「掃すう」という莫とした出題では、どこからどこまで書けばよいか見極めに悩んだので、小問毎の配点も欲しいと思った。

・問題文は長くないものの考えさせる問題でした。

条文理解の問題、現場思考型の問題のバランス・難易度ともに適切であったように思う。

・知らない論点がありました。難しかったです。

・第1問は、大変適切であったと思う。

・第2問については、現場で考えてもらおうという意図は試験後になった今では伝わるが、教科書に全く触れられていないような設問を当然のように出すのは控えて欲しい。(例えば、民訴のようにあまり論じられていない問題である事を暗に示すなど)

・応用に傾きすぎです。

・【第2問】設問1について・・・月給2ヶ月分の退職金を取るために、債権者申立破産をする人はいない。学者の教室設例はやめてほしい。現実にはありうる、問題を出してほしい。

・出題形式・難易度ともに適切なものであったと考えます。

・初受験だと準備する時間がなくて大変です。

・知識問題に偏っている。

・いい問題だったと思います。分量も適切です。ただ主題意図などが明らかでないので何とも言えません。

・出題形式は、破産法を中心として論じさせつつ民事再生法との関連にも 触れさせるものであったが、倒産法制の核である破産手続を中心とさせつつ関連領域である民事再生手続にも触れさせている点で、適切である。小問の数はやや多すぎの感があった。

・枝問が減ったこともあり、適切な内容になっていたと思う。

・大学の授業では、ほとんど扱っていないところから主題された。他の大学(とりわけ東大)では、友人の話では、試験問題として以前主題されていたらしい(過去問)。やむを得ないとはいえ、多少不公平感があるように思う。

・主題意図が不明確で何を答えたものか戸惑う問題があった(最後の設問)。出題例からすれば、出題までに様々な経緯があるから「明白」なのだろうが、初見の人に本当に誤解無く伝わる表現といえるのかを、今一度自問して頂きたい。

・問題数が多かった。再生法が難しかった。

・第2問目の設問3は細かすぎる。

・ほぼ適切であったと感じている。

・今回の問題は問題文が短かったが、その分設問の個数が多く、3時間の問題としては適切だったと思う。ただ設問をもう少し減らし、論述を厚くさせる試験であってほしいと思う。

・問題内容、出題方式、共に適切なものだと思う。

・単なる知識問ではなく、ひねった問題だと思った。出来たような出来ていないような、今ひとつ感覚的に分りづらい問題であった。

労働法

・第1問が一昨年・昨年に比べて難しかったように感じた。

・実務的過ぎて分からない。

時間の割りに、問題量が多いと感じた。

選択科目ゆえ難しいかもしれませんが、もう少し事案分析型の問題とした方がロースクールの教育の趣旨に合致すると思われます。(頁数にして1問あたり、5～6頁程度。)

・問題の分量が多いように思う。

・問題の量と難易度は適切であったと思う。

・判例を知っていても知っていなくても、あまり関係のない問題で、実務的すぎて受験生の多くは面食らった。

・時事的な問題意識が反映されていた。(管理職の残業代等)

・①論点が多い。多すぎる。各1問ずつ、それぞれ必修科目の一問に匹敵するような内容の出題で、とても1:30で適切な答案を作成する事はできない。②2問目が不適切だったと思う。「懲戒処分が無効」を論じさせる出題は、未だ如何なる処分もをされるのかが確実されていない真実のもとでは、解答者を戸惑わせる。

・問題のページ数は多かったが、特に問題ないと思う。

・枚数のわりに書くべき事が多いように感じた。

・3時間で2問、各4ページというのは、時間も短すぎますし、解答用紙の枚数も少なすぎると思います。また今年の第1問は、問題となりそうな部分はあるけれども、何をどのように書けばいいのかすごく悩みました。

・設問2の(1)と(2)の内容の書き分けが分かりにくい。

・個別的労働関係と集団的労働関係、2名一問ずつ出されている点が適切であった。

・大変適切な問題だと思いました。ただ選択科目はもう少し答案用紙を増やして欲しいです。

・残業代の計算など、具体的な処理までは法科大学院ではやり切れない所であって、少し辛かった。

・小問が多すぎて時間内に処理できない。

・基礎的知識の理解度を試す問題で、事実の具体度及び、論点の関連性が単純な決定と感じた。

・問題数が多いのに対し、回答用紙が合計で8枚と少なく、もう少し解答用紙の配布枚数を増やすべき、3時間で回答できる問題数ではない。

判例を意識させるいい問題だったと思います。

いい問題だったと思います。

昨年までに比べかなり難化したように感じた。設問に付けられた細かい条件についても、出題者は誘導のつもりだったのかもしれないが、かえって答えにくくなった。

・他の科目と比べて問題文が長く、書くべき分量も多い。非常に不公平と思った。解答用紙が足りない。

設問の誘導が、ややしつこい。もっとシンプルな問い方にすべき。何を応えさせたいのか、分かりにくかった。

- ・現代的労働関係に関する問題であり、出題形式は適切であった。また論点数や思考・応用力について問う点についても、割と適切であり、難易度としてはやや易しめに思えた。
- ・昨年度に比べて大変難しく感じた。設問の形式が複雑で、何をどこに書くべきか等に迷い、時間が取られてしまったので、本質的な部分の検討が薄くなってしまった。
- ・問題が少し難しく、さらに解答方法が指定されていて、時間が不足した。
- ・試験時間、問題内容、問題量、ともに適切だったと思います。
- ・「労働法について」という点ではないですが、科目数が多いため結局選択科目が後回しになってしまい、出来ないもの同士のレベルでの戦いとなるので意味があるのか。と思いました。
- 論ずべき論点は、標準的なものであると思いますが、問題の分量、答えるべき解答量が第12回の新司法試験と比べ、増えている気がします。問い方が若干不親切であったかかとも思います。
- ・第一問が難しかった。両問とも、法科大学院教育で学んだ基礎的な力を試す観点からは、難しすぎると思う。
- ・科目間に難易度の差があると思いますので、他の科目の難易度に配慮しながら作成するとよいと思います。
- ・予備校に、出題範囲を的中される事を恐れたのかもしれませんが、さすがに通常の予測の範囲を超えた分野から出題するのはどうかと思います。
- ・用紙が少なすぎる。
- ・判例を中心に勉強をし、オーソドックスな問題は合格レベルと考えていましたが、今回の第1問の出題形式は予想外で戸惑ってしまいました。試験が終わってからTVのニュースでマクドナルドの時間外手当問題を知りましたが、これが素材だったのでしょうか。第1問がひびいて第2問も時間不足となってしまいました。
- ・問1は、複雑である。問2は、およそローの授業でやっていない感じがし、かけ離れていると思った。
- ・判例の検討以前に、法科大学院で基本知識をしっかり身に付けさせる必要を感じた。
- ・過去2年に比べて、難易度が上がっていた気がする。
- ・第1問—言い分方式は秀逸。第2問—指示リクエストがあまりに不明確で不適切
- ・基本を問う問題であり、両問であった。
- ・分量が多いと思った。
- ・計算問題は予想外でしたが、全体として内容・難易度ともに適当だったと思います。
- ・難しかった。
- 制限時間に比し、論点が多すぎると思いました。
- 第1問の論点を発見するのに時間がかかった。選択科目が原因で落ちるとしたらやりきれない。
- 第2問は難し過ぎました。
- ・問題文・論点共に多く、4枚の回答用紙では到底足りない。うすく広く聞きたいのかもしれないが、深く学んだのにもったいないと思う。
- ・第1問のように、小問形式で問われる方が望ましい。第2問の小問1と小問2の区別・小問でどこまで論じるべきかが分かりにくくて困った。
- ・時間内に論ずべき点を網羅するのは困難であると感じた。

・問題文が複雑すぎて、何を問われているのか分らなかった。ヒントを与えているつもりかもしれないが、問題文の中でそれをするのはやめて欲しい。

・時間が足りないのはともかくとして、解答用紙が足りなくなるという意見が周囲に多かった。何か理不尽な気がする。

・論点としては適切であると思う。ただ盲点と言うか、引っ掛けられたところがあった。(超過勤務手当で、労基法の上限を超えているなど)

・労働法のみページ数が多い。

・他の選択科目と比べて、資料・問題文の分量が多い。

・時間に比べ、書くべき論点が若干多く感じました。

・枚数が少ない。論点が多い。質問が短い。時間が短い。

・答案用紙の枚数を増やして欲しい。120分の科目なら8枚なのに、90分の科目で4枚というのはおかしいと思う。

・難しい

・問題文の量が多かった。

選択科目は廃止してほしい。

8科目の勉強は受験生に過大な負担を与えている。

・やや実務的に傾きすぎていると感じた。解答すべき問題が多すぎる。解答用紙の制限が厳しすぎる。

5-法科大学院の授業との関連

5-A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか

合計

はい **149**

いいえ **114**

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

・変更が必要なのは、司法試験の方です。論文行政法が難しすぎると思っています。新人法曹を行政法嫌いにしたのかと疑ってしまいます。

・行政法は、選択科目の一つにし、法科大学院では必修科目としておく、という方法でも、行政国家化・司法国家化現象に対応できるのではないのでしょうか。

・民事系については何を論ずればよいかよく分からなかったという印象。公法系・刑事系は比較的論点は明確であった。

・基本的に変更する必要はないので、2(「法科大学院の授業との関連」で「いいえ」と答えた)としていますが、やはり事例演習を増やす必要があるのではと思います。事案の分析・解決能力は実務で必要でしょうから、試験対策に偏るとして演習を控えるのは矛盾だと思います。

・起案の機会が圧倒的に少ない為、それを大幅に増やさなければならない。

・試験で求められる力をつける授業へ。

・実際に答案を書き、教授にフィードバックを頂いて、考え方や文章の書き方について指導を受ける機会があれば良いと思った。

・授業時間が少ない。些末な論点を授業で掘り下げすぎる。もう少し広く浅くやるべき。

・教員の質の向上CB等の使い方の研究

・短答式に関し、条文と判例を正確に結びつける授業が望まれる。また、受験指導で一律に好ましくないものとするのではなく、一定の指針を設け堂々で行える状況が望ましい。

・短答・論文試験が共に判例が中心の構成になっているので、法科大学院の授業で、もっと判例を扱うべき(1.2年の基礎固めの時期に理論学習ばかりやっている感じがあるので)

・具体的な答案練習会のような時間があってよい。論文式で実力を試されるのだから、Outputの練習を大学主催でする事が、どうしていけない事・悪い事になるのかが分からない。

・短答式の民事系で、手形・小切手法が出る以上、手形・小切手法を必修とするべき。

・3年(特に後期)は必修科目をなくして、受験勉強に専念させるべき。

・既修者コースにおける基本科目の授業時数を増やすべき。特に民法は総則物権債権の重要論点や考え方を固められるよう、3倍くらいのコマ数をかけるべきだし、要件事実も2倍くらいは取ってほしいと思う(選択としてでも良いので)。

・法的思考の筋道を確認できる機会が必要(判例の検体のみならず、問題演習の解説等)基本書を読んでも身につかない能力を育むことが必要。

・既修で入学すると、親族・相続をほとんど講義で扱わない点、法律系科目が8科目と執行・保全法・要件事実・旧試験でほとんど出題のなかった親族・相続を論文の為に勉強しなければならないので、事務系講義の準備をする暇が無い。試験と関連する講義を増やして頂きたい。

・深く学ぶより、基本的な事のくり返しをすると良い。実務科目を増やす事の早い段階での導入。試験に活かせるようなレポート・課題。けれど基本的には法科大学院の授業は良いと思う。

・論文を書く練習や、短答をやる機会をつくってほしい。

・刑事の事実認定、もっとやるべき。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

・憲法・行政法の演習の授業は、判例の発表でした。判例の勉強をしたうえで今現在問題になっている点を具体的に各自事前に考えて文章にしたうえで授業に臨み、授業の中で議論したかったです。

・択一について：授業では触れないような細かい知識が多数出題される。
・論文については、変更の必要はない。

・法文書作成能力を向上させる内容の授業に変えていく必要がある。

・短答式に関係する知識の判例が多過ぎであり、もう少し絞って授業と関連させて授業を行うべき。

・短答式に必要な知識の網羅性と、正確性のトレーニングは結局、法科大学の講義への対応からやや解放される。最後学年の秋学期以降の取り組みとならざるを得なかった。未修者にとっては、半年間での短答対応力をつけることは難しかった。

・大学院ごとに差があり過ぎ。ある程度画一化すべきと思う。

法科大学院の授業が必ずしも試験と直結していない為、試験対策の為の授業を認めてもらいたい。

そもそも法科大学院の目的が新司法試験合格に設定されていないのであれば、当てはまらないかもしれませんが、講義の中でドンドン起案の機会を増やすべきだと思います。そして、それに対する講評もつけることで、自分がいったいどれくらい評価される論文を書けるのか分からないようにすべきだと思います。前期修習に代わるレベルに到達する為には、起案・添削・返却が不可欠だと思います。

・試験に合致した科目の授業時間では足りない。双方向授業のために、基礎学力を身に付けるのに自習時間が相当に必要。準備の上で判例等に対応するところまで行う事から、試験への基礎知識全てを大学院で行う事は不可能。そもそも法律は実務知識で、基本はインプット。1年間から双方向な未修では絶対避けるべき。その上で2年時以降双方向とすべき。

・自分の頭で考える工夫がさらに必要だと思う。

・民法が授業と全然違う。対応できるわけがない。その他は、一橋だからいいものの他のロースクールでは多分悲惨だと思う。一部のトップローを除いて、ろくな教育をできていないだろうから。

・法化大学院での授業が従前の前期修習の役割も担っているとすれば、もっと起案させるべきである。試験委員らがヒアリング等で述べている事を、全国の法科大学院で教鞭をとる人達が、共有の意識とされているのか甚だ疑問。

何のために第1審から判例を読むのか示さないままだひたすらに判例を読ませる憲法の授業など、目的がはっきりしない授業(目的を示さないまま行う授業)は避けるべき。

問題演習、判例分析にもっと時間をあてるべきと感じた。

論点、判例を暗記していなければ新司法試験には、論文も含めて合格できないにもかかわらず、法科大学院では討論中心の教育を行い、受験教育を全く行わず、単位認定も非常に厳しいため、卒業してから新司法試験までのわずかな期間では試験に必要な学習をすることができず、大変苦労しました。特に、既習者にとっては時間という面で大変きついと思います。

法科大学院での学習は、思考力の養成、実務に対応できる能力の養成という点では優れていると思いますが、司法試験が旧来どおり、知識偏重の形態になっているため、司法試験合格という目的に合致した形態になっていないと思いました。そこで、論文の問題を解く授業を取り入れるなど試験教育をするか、カリキュラムや単位認定を緩やかにして、実習できる時間を増やすような変更が必要だと考えます。

法律文書を高速に書く訓練、司法試験に対応した知識の教授が必要だと思います。司法試験のほうも、法科大学院でまともに勉強すれば受かるようなかたちにし、試験と大学院教育が歩み寄る必要があると思いました。

・法科大学院は、法律・判例の基礎的な知識及び、基本的な法的思考を軽視しているように感じる。試験はあくまで法曹としての基礎力を問われるようなものだったと感じたが、法科大学院(特に研究者教員)は、例外的・おおよてきな事例ばかり取り扱いたがる。もっと実務家の意見を取り入れた基礎体力重視の指導に変えるべきだと思う。

司法試験に特化した対策(短答試験や論文試験の演習等)をもう少し行うべきである。

・法学部の復習または、法学部の延長という形式は好ましくないのでは。

・予習課題の中に、基本を確認する課題を含めて、基本の勉強でも出来るようにすべきである。条文・百選の勉強の必要性が高まっており、これらの勉強時間を確保できる予習量にして欲しい。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

本学は、短答を軽視する傾向があったように思われる。定期試験などで短答を出題するなど、日ごろから訓練する機会があっても良かったのではないかと。
また、特に憲法については、学生の自学を過度に期待していたように思える。法科大学院合格後約半年間で憲法全般の理解はよほどの秀才でなくては不可能であり、かかる理解を前提として1年前期から判例を原文で読ませるといふ授業を貫くことは、未修者には酷ではないだろうか。確かに、判例を原文で読み理解するという作業は重要なことではある。しかし、十分な基礎がないままでは結局身につかない。それどころか予習に膨大な時間を要し、他科目にまで影響を与えるという悪循環を引き起こす恐れすらある。
今後の憲法の授業については、基本書を中心とした基礎教育の充実を期待する。

・答案を書く機会を授業中に採り入れて欲しい。

・行政法や商法は、予備校で答練を受けた者の方が、明らかに有利であった。大学院でも答練お行すべきである。

・科目によっては、知識の伝達に終止するものがあつた。論文問題を解くには知識よりも法的思考が問われているように感じたから、見直すべき。

・公法系。判例研究やその解説に授業が分かれる事案で、憲法的・行政的論点に1から気付いて、それを論じきる事に慣れていない。これは公法系教員で協力して架空事案を作問して演習で上記のような問題を用いる事ができる「体力」が、その法科大学院にあるかどうか依存していると考ええる。特に公法系教員が少ない学校では判例研究等に終始する事で、学生が司法試験のような問題に慣れていないと思う。その意味で「体力」のある、すなわち公法系教員の協力体制が充実しているところとそうでないところでは大変不公平があると感じられるので、出来れば演習で用いた架空事案による問題などは、各法科大学院間で共有できる態勢を整えたとともに、判例研究に終始しない授業作りを意識して欲しい。

・択一については、授業では網羅しきれない知識が求められるので、各自、択一のための勉強が必要だという事をあらかじめ(1年の時に)アドバイスをした上(学校側が)、授業は基本的に判例の理解と新司の論文試験のような事例検討を出来るだけ多く行うようにしたいと思います。(自分の力で理解し、検討する力をつける)

・明治大学法科大学院の場合、民事訴訟法以外の先生方の中に、自己満足としかお目内無駄な課題提出や発表準備の強制する方が多すぎる為、自分で予復習して良い授業を十分に生かす時間が取れない。

・試験内容に比して、知識軽視の傾向が大きい。もしくは試験知識の方が多い(択一のみ)。

・一年次からもっと授業量を増やす必要があり、二年次で基礎固めをして短答試験はクリアできるレベルにしておく必要があると思います。残りの時間を、応用力を身に付けさせる授業に割り当てれば、総合力が効率的に得られるのではないかと思います。

・受験生及び現役ロースクール生は、皆全員命がけで青春と多額の金銭を捧げて、2年間～3年間ロースクールの授業に心身をつぎこんでいるのだから、ロースクール教員及びスタッフ全員も命がけでミスなく仕事をする必要がある。

・法科大学院全体について…文章を書く機会等文章能力を身に付ける機会が少ない。「答案・起案作成＝予備校付教育」といった批判については、正面から反論をしてもらいたい。

・応用的な思考だけでなく、基礎知識の確認にも力を入れて欲しい。

・時間的に全問について出題者の指示通りの解答をする事は困難でした。その為時間的に一定条件をみたす書面の作成をする能力を中心に、カリキュラムを変更する必要があると思う。

・試験を意識した授業

・論点のみを取り上げるのではなく、当該法律全体を見通して考える事ができる能力を身に付けることが出来るような授業を工夫する必要があると思った。基本的な考え方について、しっかりと定着するような…。論点についてのみの検討したのは、応用力はなかなか身に付かない。法科大学院の授業は論点のみを取り上げる事はないと思われるけど、授業で中心に行われるのは、結局論点のような気がする。

・論述の指導が必要。

・憲法の論文問題の要点に合わせた授業。択一は授業ごとに押さえる。

・もっと基本事項を理解させる仕組みが必要。

・長文事例問題への対応が必要。

定期試験の多くは暗記で解けるので、その点を変えて、思考力を養成するべきと思う。
また、法律文書の書き方の教育を軽視しすぎている。学生ではなく文部科学省のほうを向いた制度設計は問題があると思う。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

- ・先端科目により、基礎科目を増やすべき。民実3年でやる方がよい。
- ・どちらを(授業・試験)を変えればいいのかは分りませんが、「短答の足切り」が未修者にとっては大きなハードルです。足切りを止めるか、短答の結果が出てから論文試験かにして欲しい。直前100日は、ほぼ短答の勉強です。
- ・とりわけ変更の必要を感じるものではないが、書面作成能向上の為の、カリキュラムがあっても良いと思う。ヒアリングで日本としての文章作成ができていない旨の指摘があったが、書面作成能力向上の為の指導をしてはならないとの文科省の指導がされている以上、当然の結果であるように思うと同時に、その様な指導には矛盾やいきすぎの感があると思う。
- ・実務的な内容が必要。
- ・刑法は、答案を書く練習をしていないと無理だと思います。民法について要件事実の講義を充実させてくれないと、対応できないのではないかと思います。
- ・法律関連教養科目や先端科目は廃止。試験必要科目のみの履修をさせるべき。当初の構想と異なって新司法試験が教祖言う試験となったからには、法科大学院の果たすべき役割は、試験に合格させる授業を行う事だと思う。※後ろ向きの意見である事を承知で書いております。
- ・商法につき、商法総則・手形・小切手、会社法を統合する視点を養成する授業が必要と感じた。
- ・事実認定(刑事)をもっと丁寧にすべき。行政法は訴訟要件の大切さをもっと強調すべき。
- ・中央大学では、会社法・行政法関連の選択科目が豊富だったが、その他・民訴法・憲法科目は手薄になりがちだった為、ほとんど自習に任せられたものだった。基本科目の思考力をマスターしてこそ応用科目もできると思うので、基本科目の充実と、法律家として当然に身に付けるべき”正しい”起案のトレーニングが必要。
- ・今回の試験で、基礎的な知識が定着していない事を実感している。その点は自習で補う事が前提とされているが、鹿大は未修者コースのみである以上、試験科目については、より基礎的内容を講義形式の授業で行い、時間をかけてでも基礎固めをすべきだと思う。
- ・基礎固め(百選の知識・基本書の知識)をそこそこにして、応用ばかりを問うスタンスは変更する必要があると考える。
- ・会社法は事例問題対策、民法は事件事実との融合
- ・法科大学院での学習と、新司法試験受験の為の学習とは、それぞれレベルの高さや充実感があったが、善社の延長線上に後者が位置するというような関係には思えなかった(良・質とも)。法科大では、より多くの知識を徹底的に定着させる授業が必要ではないかと思う(カリキュラム上、自習のみではかなり困難)。
- ・短答をスピーディーに解く為の技術を修得するプログラムが必要。
- ・民訴につき、実務と関連させて理論を修得すべき。
- ・知識教育らしきものを受けたことがほとんどなく、逆にマニアックともいえる下級審判例や学説の検討が多すぎるのを変更すべき。もっと有名論点や知識の確認をすべきと考える。
- ・民法の相続の出題は、自分でやっていて当たり前と言われればそれまでですが、手が回らない人も出る分野で、浪人の方に優位になるのではないのでしょうか。論文試験で親族・相続から出題するのであれば、法科大学院においても、親族・相続を必修とすべきだと思います。民事訴訟法の学説を扱った問題も、法科大学院ではやらなかった内容なので、現役受験生には不利なように感じました。
- ・試験で求められていることが、法科大学院での教育内容とかならずしも一致していないので、試験科目の時間を充実させた方が合格者が増えると思う。
- ・法的思考力を徹底的に叩き込む教育にすべき。
- ・短答式試験に向けた知識量をつける授業ないし、対策をとる必要があると感じる。
- ・判例の深い検討をより増やすべきだと感じた。
- ・先端科目を減らして、もっと基礎科目(六法+行政法)の授業料を増やし、基本的なことから授業すべきであると考えている。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

・既習者コースでは、基本的知識や論点に関する授業が少ないように思います。既習者コースの多くは学部時代に予備校に通い、予備校のテキストを中心に勉強してきた方が多いと思います。そのような人の中には、法科大学院では基本書をしっかり読んで、先生方の講義を聴き、過去の誤った勉強方法を克服しようと意気込んできた人が多いと思います。しかし、いざ講義を受けてみると、既習者はすでに基本的論点はマスターしているということを前提に授業プログラムが形成されている科目がいくつかあったように思われます。おそらく基本的知識や論点をマスターしているという人はごく少数だったように思います。より正確に言うと、ある程度は基本的知識を備えているけれども、長い事例問題の中で問題を発見する能力や各論点間を整合的に論じきる能力に不安がある人がほとんどだったと思います。したがって、そのような能力を伸ばすことをもっと重視する授業でも良かったように感じました。

・何が出るか分からないから、もう少し浅く広く取り上げて欲しい。授業(特に演習)では、特定の問題を深くやる傾向にある。

・短答式試験について必要な知識を網羅的に習得できるような講義になるように工夫すべきであると思われる。

・どう考えても試験範囲が学校の授業の範囲を超えている。論理的思考を大学では重視する傾向にあるが、知識を入れるには明らかに時間的に無理がある。

・個々人でやるべきなのかもしれませんが、既存の論点ではないところを考えたり、論点に対する解答のみではなく実際あったときにどのような解決法があるかを考えたりするようなことも授業内であるといいと思いました。

・基礎は生徒の自主性にまかせ、発展・応用は授業で行うという棲み分けは十分に理解できる。しかし司法試験で求められているのは、あらゆる分野での発展・応用である。そうであるならば、1時間半の講義で1つの論点だけを扱うというのでは足りず、もっと講義の濃度を高め、多くの発展・応用分野を扱い、それにより、より柔軟に試験に対応できるように、訓練できるような講義にしていくべきと思う。

・多様な演習問題に接する時間をもっと増やす必要がある。

・新司法試験は、法制度や規定の背景にある原理、原則、趣旨を問い、それらを具体的事案に用いるための理解力、思考力、表現力を問うていたものと考えられる。法科大学院では、原理等の基礎的部分についての理解を深めるために教育が一層必要であると考ええる。

・一つの論点について、多くの学説や関連法案を検討し深い理解を目指すという演習形式に疑問を感じます。それよりも、基本的な条文や判例を駆使して、複雑な事例についての解決方法を示す能力を養えるような授業にすべきと考えます。

・憲法の問題が本当にひどかった。昨年存在した、受験生へのリクエストがなくなり、かつての論点主義的な旧司法試験を想起させた。これに対応するには、論点抽出の授業を要する。

・知識を論文の中に表現する事や、何が問題かを短時間で見つけ出す訓練の機会を増やす必要がある。答練の機会を厳格に制限しすぎている感がある。

・刑法を1年次にきちんと全てをやるべき。各科目・大学に常勤とは言わなくても週1~2日、質問などを受けるように教授に大学にいて欲しい。

・授業のあり方も、司法試験のあり方も、双方見直すべき。

・必修科目のみでは、事実認定を学ぶ機会がほとんど無かった。

・商法の論点抽出能力の養成をすべき。

・基本的な条文が使いこなせるようになる様な授業をするべきだと思います。ソクラテスメソッドは止めるべきです。レポート提出→間違いが多かった部分について解説。という流れが良いと思います。

・教える内容の核とすべき事項は何なのか、学者と実務家の意識合わせが必要(学者は論点主義の傾向、実務家は実務の扱いに固執する傾向)。何でもかんでも「ソクラテスメソッド」を求めるのは、教育方法論としておかしい。講義・対話・発表等、学習分野と到達度の応じて最適化を目指すべき。

「じっくり、深く」検討する能力ではなく、「素早く正確に事案を把握できる」能力が必要であると痛感しました。その方法として、やはり答案練習がいいのではないかと思います。

・もっと新司法試験の対策を意識した授業を行うべきだと思う。具体的には、短答、論文を問わず設問の形式はある程度はつきりしているのだから、それに答えられる形で知識のインプットをしていく必要があると思う。そのためには、教員が、過去問を検討して出題範囲を把握し、繰り返し出題されている部分を厚く授業で取り上げるなどメリハリをつけた授業構成をする必要がある。

受験対策は学校の任務ではないとはよく聞く言葉だが、受験を意識した授業をしないならば、何を、何のために勉強しているのか学生(特に未修の学生)には分からなくなってしまう。おそらく先生にもなぜこの問題を授業で取り上げるのか分かっていないのではないかと感じる時も在学中しばしばあった。

法律の勉強は奥が深く範囲が広いだけに、明確な目標を設定しなければ、ただいたずらに表面を撫でるだけの薄い知識に終わってしまう。私の法科大学院時代の3年間はまさにそのような結果しか残さなかった。私の力が足りなかったのはもちろんであるが、学校の教育方針にも問題があったと思う。

・細かいところばかりやるのではなく、基本を中心とした授業・演習にして欲しい。

・むしろ試験内容・方法を変えるべき。

民事訴訟法、刑事訴訟法ともに、基本原理だけでなく手続きの流れも理解する必要がある。模擬裁判に力を入れるべきである。

・択一試験対策で、民法などもっと細かい知識を学校でつけてもらわないと、受験予備校の本を使わなければ授業だけでは対策は無理です。たとえば民法択一で「自己の物と同一の注意義務を課していたのは、以下のうちどれか」という設問がありました。私は語呂あわせで、「自己の方言(放棄・限定承認)を真剣(親権者)に悩んで頭が無性にジュキジュキ(無償受寄者)する」と単に暗記していました。そのまま問題で出ましたので、10秒で解答できましたが、考えさせる問題ではなく、単に暗記している人が有利というレベルの低い問題でした。来年受験する人には、私はこういうレベルの低い暗記をしておけ、と勧めますがなんか悲しいですね。刑法の必要的減免は「怪獣弱らせる」(誘拐・従犯・心神耗弱)と覚えておけば、有利になる可能性のある択一試験です。

・講義では択一試験に対応できない。試験科目については、基礎的な点の解説を行う講義も必要であるとする。

・試験対策をしっかりとすべき。法務省は試験対策がいけないというが、それはあくまで建前・理想であり、現実には厳しいもの。受験生のニーズにこたえるほうが大学院教育であってほしい。具体的には、大学教授の考え方を改める必要がある。まずは教授たちに新司法試験の問題を解答させ、身をもって問われていることを知るべき。そしてその上で授業のスタイル・重点の置き方などをもう一度考え直す必要がある。教授の独りよがりの授業は生徒は求めている。

・知識と判例中心の授業から、事例問題への適応力を鍛える授業(答練形式等)が必要と思う。ただそれは、法科大学院の一層の予備校化でもあるように思う。

先生の裁量でやっている授業が多く科目間の格差が激しい。更に、明確な方針もないため、学生も授業内外でどこまで勉強すればいいのかわかりづらい。

・レクを意識した内容をもっと取り入れるべきだと思います。合格しなければ、どんなに理想が高くても意味がありません。

・これは京都大学のカリキュラムの問題ではあるが、学部にもロースクールにも家族法の授業が無い(未修を除く)のはおかしい。しかも論文式試験で、相続法が出るのだからどう考えてもおかしい。昨年問題漏洩事件の影響もあってか、答案作成指導の類は行わないようにとの気遣いはすこぶ高まっている。その為授業の一貫として行われていた起案などもしがない状況になっている。しかし法的な文書を作成する力というのは極めて重要であって、試験でもまさにそれが問われている。授業の課題として行われる法的文書の起案作成・教師による添削等(決して答案指導ではない)を行いがたくさせるような雰囲気は、改めるべきではないか。

・刑訴・民訴の双方とも、要件事実と証拠との関係を抽象的にではなく、具体的に把握しないと解答できないものであると考えます。また19年の特に民訴もこの意識が強く伺われます。授業ではここまでの意識はなく、判例解説・法の解釈適用が重視されます。もちろん適用の前提には立証趣旨と事実との関係が態度決定されているはずですが、授業では要証事実が何であるか、証拠から推認される事実が直接事実・補助事実等なのかの検討は、あまり聞かれる事がないのが、実情です。行政法につき、各訴訟類型や本案の主張の各内容については、授業でなされますが、可能となる主張それぞれを前提とする訴訟戦略について教わる事はありません。各自の学習に委ねられ、実情としては良い資料を他の大学の友人や予備校等から入手している者が有利となっているように思います。以上のよう立証の学習・行政裁判実務が授業と試験の大きなズレであると考えますので、この点の変更が必要であると考えます。

・既習者との完全分離が必要。特に隠れ既習者は排除し、未修期間を2年にすべき。そうしないと、いつまでも下位の法科大学院が社会人に対する教育システムを開発しない。特に未修1年の民事法領域が1年収まるわけがない。

・未修はいつ基本を学ぶのか。この点について、改善・改良の必要性はあると思います。

・具体的事例(相当長文のもの)を挙げてその中から論点を抽出し、それについてどのようにあてはめていくのかを検討する授業が必要だと感じました。

・行政救済法では、どの形態の訴訟をどのような事例とするのかを検討する授業が必要だと感じました。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

・授業では課題レポートが多く、いくらでも時間をかけられてしまい、また自首的に時間制限を設けても単位認定は他の学生との相対評価な面もあるため、結果的に時間をかけざるを得なくなっていました。時間制限を設けたレポート作成などの機会が増えれば、より実践的な思考訓練になると思います。

・ソクラテス方法を徹底すべき。

1.「書く訓練」の重要性

私は、法科大学院に入学する前、国立大学の人文系の大学院の修士課程と、イギリスの大学の歴史学の修士課程(MAコース)を履修した経験があります。私的な経験の範囲ですが、一般的にイギリスの大学は、修士の学生には、一週間に2000から3000ワード(A4にしてダブルスペースで7-8枚)のエッセイ(論文)の提出を学生に課し、学生はエッセイの提出、添削により、指導教官に歴史学の問題のとれえ方論旨の展開の仕方、史料や学術論文の分析、検討の仕方を習います。また資料の収集方法についても資料館へ出向いて実際に見学するなどの指導が行われます。これらの指導を受けた上で、大学は最終的に科目ごとの論文筆記試験と修士論文の執筆を終了要件に課しています。試験や論文の成績は他大学の試験委員も加わって厳密に評価される制度になっています。歴史学ですら書き方の方法論があり、その履修を徹底するイギリスの大学の教育方法に比べ、日本の人文系の大学院では史料の読み方のみを学生と授業で行うにとどめ、書き方を一切教えないで修士論文の執筆を終了要件に課しています。そこで、日本の人文系大学院では、多くの学生が問題の設定に苦しみ、資料収集に手間取り、留年することも多く、場合によっては教授との人間関係等の問題も関係して修了をあきらめ退学することも少なくありません。法解釈学は、歴史学により個別概念の定義が厳密であり、論旨の展開に厳密なルールがあるように感じます。にもかかわらず、在学中は試験問題をいきなり手渡されて結果の評価のみが帰ってくるのみで、しかも書き方を指導する授業が一度もありません。初めは歴史学のレポートとの書き方のルールの差異に気づかず、最終的に法解釈学の書き方のルールに気づいたきっかけは、3年目に自ら入手した予備校の出版するHow-to本によってでした。法科大学院は、最終的には論文試験の執筆を予定している、実務家養成を目的とする教育機関です。そのためには、書く技術の習得は必要だと思います。一般的に、日本の大学院では論理的な文章を書く技術論を教育する方法が確立しておらず、論文執筆でもそうですが、各人の力量に任されている傾向にあります。

・民法については、扱う分野に偏りがあったので、一通り大事なところだけでも取り扱って欲しかった。

択一に関しては、予備校による対策が必要不可のように感じた。一般に法科大学院は法律以外に時間を割きすぎである。学際科目等の無駄を省けば、予備校も必要なくなるのではないかな。

・論文科目については、演習科目の教材の選定・作成次第で、それなりの対応が可能。しかし、短答は自習に頼らざるを得ない。論文式については法科大学院でそれなりの対応をするが、短答は各自の努力に任せる、とのメッセージを大学院が発信すべき。

・大学において、論文を書く機会が少なかったので(個人的なゼミ・予備校を除く)、授業中にもその機会を増やすべきであると思う。

・従来、公法系は誘導が多かったのに、今回の憲法は全くなかった。誘導を失くすならアナウンスが欲しかった。(ヒアリングにも出ていないのでは?)限られた時間で事実を分析検討する事が求められているのだから、その手がかりがあった方が望ましいと考える。

・事案の分析をする能力をつける内容にする必要がある。

実務で特に問題となるところを中心に学ぶ必要がある。特に民訴・労働法はそう感じた。

・答案と書く機会をもっと多くしないと対応できないと思う。

・論文に関しては問題演習が必要。

・自分で考える事。

・答案練習は公式に肯定すべきではないか。刑事系第1問は、答案構成の仕方によって書きやすさが異なるように思われた。思考過程を適切に文書で表現する事は、法曹として重要な能力である。答案練習を正面から肯定して、全ての学生に平等に答案作成の指導を受ける機会を与えるのが正しい。

・特に民事訴訟法について。試験できている点はかなり実務的で、修習所入所にあたり身に付けておくべき点なのだと思うが、LSではいわゆる民訴の論点为中心で、立証活動などを意識した授業にはなっていない。

実務も書面が求められる以上、起案を授業に取り入れる事は必要だと思う。

・特に刑法について、もう少し理論的応用がつくようなら教育をして欲しい。

・答案演習の機会を増やすべきだと思います。

全然一致していない。

5-B 「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか

試験は大変適切な問題だと思いますが、教員によって教え方がまちまちで授業が必ずしも試験に直結するものではなく、単位のために履修する授業がありましたのでそうした授業は改善する必要があると思います。

判例について学習する量を増やす必要があると感じた。

この試験問題であればはっきり言って択一式を除いて予備校の出る余地は極めて少ない。百選のような判例の要約文からでも、本来原文に「当たりたくなるような」エッセンスが含まれている。それを疑問・好奇心として自発的に行わせるような授業が求められていると考える。少なくとも、今後も各受験生にとっては見たことない実例か、見たことのない条文、見たことのない出題方式で論文が出題されることは明らかである。それはさながら突然訪れた依頼者や、法律改正に対応する能力の起訴中の基礎を聞いているようでもあった。極端に言えば、「新司法試験対策」を各学校が行うことこそが、法科大学院の理念に沿う、そんな問題が今年度は出題されたのではないだろうかと感じた。

・より基礎知識を重点的に身に付けるさせるべき。基礎知識がない段階で、判例の一審から読ませるのは無意味。

教員側が学生の答案を適切に採点出来ていない。知識重視の採点は学生らの学習態度にも悪影響を及ぼしている。試験自体は知識よりも思考力を重視しているのだから、もう少しその点に対応すべき。

・問題演習を増やすべき。

法科大学院では双方向授業を目指しているようだが、本当にそれを徹底しようとするのであれば、1クラス10人でも多いと思う。とうれば、教授数の確保の点からしてかなり大学の負担が多くなり、無理矢理であると思う。法科大学院では試験対策の指導をしてはいけないうが、結局最後は試験に合格しなければ資格が取得できないというシステムなのであるから、ある程度は仕方がないと思う。まともに授業だけ受けても、事実を拾いつつ時間内に収まる答案を書くための、時間をかけた指導がなければならないと思った。

短答対策のための訓練もいれるべきではと感じた。論文対策としては、百選論点の切り貼りとも思える演習問題や、応用的な力を試す演習課題もあったと感じるが、もっと基本や問題にあがっている事実・資料を正確に把握する力がつく教材を作るべきかと思う(とても難しいこととは思いますが...)。

判例と条文を重視した上で具体的事例について考える力を身に付けるようにすると良いと思います。

日大は、おそらく最低の授業しか行ってこなかったと思うので、抜本的な改善が望まれると思う。東大等の国立大学と下位の私立大学のレベルの差を解消しなければ、受験生が法科大学院構想に合った授業を受けることも出来ないし、また、成果を享受して立派な法曹になることも難しいと思う。

試験対策をしていない。知識ゼロから始めるのに、①基礎理解のための講義→②問題演習等、問題提起・解釈能力育成のための講義→③応用問題対応のための講義→(卒業生へのフォロー)が全くもって欠如している。

制限時間内に起案を起案を書き上げることができるよう、訓練する必要がある。また、論点ではなく、要件に対する具体的事実の適用、及び、評価にウエイトを置いた授業にすべき。教員はとにかく、難しい論点をやりたがる傾向がある。

6-その他お気づきの点

6-お気づきの点

・短答試験について…問題自体は、複雑なものが減り易くなっているため、ケアレスミスの許されない厳しい試験になったと感じた。
・論文試験について…全体的に論点の数は減り、しっかり気付けたか、うっかり忘れたかで大きく差が開いてしまう試験になっていると思う。現場思考能力、あてはめ能力を要求する傾向は変わらない。ただ、民事系は第1問、第2問とも難しく時間内に考えをまとめる力が必要と感じた。

・実務的なことを問うのか、理論的なことを問うのか、設問も見てわかるようにしてほしい。

・合格率を下げるよりも、卒業できる人数を下げるべきである。

・論文に関し、問題文が全体的に無くなり、旧試に回帰しているように思える。未収対策なのかもしれないが、逆効果なのではないか。長文を読ませて現場思考力を試す方が未修の合格者増につながると思う。

・合格者数削減の働きについて…質が保てないから数を減らせという主張に対しては全く理解ができない。法曹人口が足りないという司法制度改革の出発点は一体どこへいってしまうのか。仮に弁護士会側の受け入れに制限があるとしても、裁、検、の採用数を大して増やしていないことこそが問題ではないか。
・質の問題にしても修習期間が圧倒的に足りないとはいえないか。
・予定通りに、3,000人/年が実現できないとすれば、①5年で3回の受験制度の根拠が失われるため撤廃すべき。②修習期間中の給与も同時に元に戻すべき。③削減すれば質が保てる、という合理的理由を示し、実証すべき。かつ手を尽くしても削減しなければ質が保てない、という点も実証すべき。余事です、かがみ(依頼文)の中に、集計結果等を司法試験「管理」委員会へ送付する、とありますが、新試では司法試験委員会が担当のはずです。ご確認を。

・短答式:前年度と比べて判例の出題が非常に多い。特に刑事系科目の刑法では論理問題がほとんどなくなっており、判例の大切さを改めて感じさせられた試験だった。
・論文式:設問の数自体は変わらないのが、設問の中に含まれている問題数の多さにびっくりした。論文で全ての科目で納得のいく解答を書けた人は少ないのではないか。問題数を少なくして、きちんと答案構成を行ってから書けるような分量にしてほしい。

・事案から適当な事実を拾い上げる能力を見たいのはわかる。あえて「論点があるかの如く誤信させる」ような事実の記載をするのは、適切ではないと思う。特に商法の問題で、そのような「余計な事実」が多く含まれていたと思う。
・親切のつもりで、論述内容を指定するような形式の設問が見られたが、指定内容が入り組んでいて、かえって対処に困った。例えば、民事訴訟法(裁判官の指示と設問上の指示というふう)に二つ有る。労働法の設問である。

・受験回数制限を止めて欲しい。
・短答はどうしても何年も勉強してきた既修者と3年間しか勉強していない未修者とで、差がついてしまいます。その事をもっと考慮して欲しい。

・試験場で注意書等を読む人が、全然スムーズに話せておらず(4日間とも)、非常に聞きづらく、しかも大変不快だった。録音済の音声再生すればよいのではないかな。

・公法系の答案について、部分点問題が多すぎる。

・本年度の民事系のように、前年度と出題の順序を変える場合は、事前に何らかの説明をして頂きたい。そうでないと直前に見直したものが無駄になってしまう。前年度のヒアリングでは、論文試験の記述の薄さを指摘されている委員の方がいらした。しかし旧試験と比べて、短答試験の科目は倍以上、論文科目は行政法、選択科目が追加されたうえに要件事実・執行保全法・親族相続まで射程に入れて勉強しなければならないようになっていくのに、旧試験と同程度の内容の答案を要求するのは無理があるように思う。試験の水準を下げたくないのであれば、科目数を削減するか、受験回数・期間の制限を撤廃する必要がある。それが出来ないなら、問題内容を易化するなどの措置をとる必要があると感じる。

・早く制度が安定して、高い合格率になる事を願っています。このままだと結局、旧試と同じ事になる気がします。

・試験である以上、合否判定の必要な学力を問う問題をする必要があるが、やたら細かな論点を問うより、基礎的学力を問うような問題である必要がある。その観点からみると、論文試験・民事系第2問の「証明妨害」に65点が与えられているのは、いかかかと思う。学説として論点であっても、判例・実務で確立された立場があるわけではない問題であり、不適切ではないか。

・大阪市〇番の受験者が、規程に反し、ストップウォッチを使用しており、監督員に止めさせるように申し向けたにも関わらず、使用を止めさせなかった。かかる不正行為は、断固として排除すべきである。

・憲法は、憲法の論点としての問題点は発見しやすかったですが、これを刑事訴訟の中で具体的にどのように問題としてとりあげるのかがすごく難しかったです。憲法の論点を、訴訟の場でどのように具体的に主張するのかを訓練する必要があるなど感じました。民事系大々問の最後の問題は、今まで考えたことのない問題でした。必ず一問はそういう問題が出ることを想定して、あまり教科書でも論じられていない点を取り上げて、その場で考える訓練が必要だと思いました。公法系と民事系の短答試験は、過去2年の問題に比べて、基本的な事が問われたと思いました。条文の大切さを実感しました。

1. 条文7基本的な理解と、判例の理解に対する問いが重視されている傾向を感じた。(特にショート・アンサー)
2. 論文については、論点は他の科目と多さは変わらないものの、量と書かせようとする印象を受けた。
3. 訴訟法系及び御す泳法の論文は、書かせようとする事柄を意図しすぎた問題文の構造の様に思われる。

6-お気づきの点

- ・論文の答案用紙が、インクを吸収しづらい紙質であるらしく、次の行を書いている間にインクが伸びてしまい、汚い答案となってしまうので、乾き易いインクを使っているペンを探す必要があると感じた。
- ・答案は、民事のように問題数が多いと必ず捨て問が必要となる。全て検討できる問題数として欲しい。
- ・民事系科目第2問(設問4)は、良問であると思う。知識をたどって持っていなかったとしても、その場で考え答える事ができるからである。

- ・日程を1日置きにして、肩に負担をかけない日程にしてもらいたい。

- ・残念だった事・・・試験監督の不手際・見識を疑いたくなる態様に驚いた。具体的には、試験監督補助員(男性・初老)が、短答民事の開始後に他の女性補助員に何度も話かけてくる事があって、止むなく試験中に「しゃべらないで頂きたい!」とその補助員に注意申し上げたにもかかわらず、その後も何度も補助員が試験中に「しゃべる」事があり、昼休みにその部屋(名護屋・●大K202)の監督5名が集まっているところで、上記申入れを再度行わざるを得なかった。その後は「筆談」で連絡しあっていたが、最低減の試験監督上の常識も無い者が、国家試験の監督をしているのはいかがなものか。もう一点。注意事項を読み上げるだけなのに、4日間必ず複数回漢字の読み間違い・読み飛ばしをする監督者は適格でしょうか。

- ・日程:2回目に休みを入れて欲しい。現状では朝も早い、試験時間は長い。択一との切替の難しさから体調管理が困難。回数制限をなくすべき。合格者の人数を抑制するとの案も、日弁連から出ているようだが、なおさらリスクが大きすぎて法曹のなり手がいなくなる。優秀な人材が確保できなくなるのでは。

- ・事実認定に傾きすぎていて、理論はほとんど問われていなくてもよいのか。

- ・論文の試験時間がやや短い。

- ・有明で受験したが、試験監督の仕切りにかなり問題があった。答案用紙の配布忘れ・氏名記入の指示忘れなど。
- ・有明の会場自体はキレイで快適に受験できた。

純粋未修者にとっては、厳しい試験だと感じた。

- ・短答式にしても論文にしても、結局知識偏重の試験というところは旧制度と代わりがないので、未修コース生や学習に時間を割けない社会人は、極めて不利である。また、このような試験で法律実務家のいかなる素養を選別しようとしているのか、全く意図が分からない。このような現行の試験では、法科大学院の授業に真面目に取り組んだものほど、試験の準備に間に合わず、不利益を蒙ることになりかねないし、結局司法修習から法律実務の身につけのやり直しをする事になるので、法科大学院の存在意義が非常に薄れてしまう。もっと現行制度の根本からの見直しを考えないと、将来有能な人材は法律家を目指す事を敬遠するようになるのではないのか。社会人法科大学院生の意見として受け止めて欲しい。

試験問題の問いに答える為には、対策を大学院でやらない事から、予備校に行かざるを得ず、予備校で初めて、どう問いに答えるのか、どう表現する良かが分かった。現在は、現在新司受験生のレベルが旧試より低いのは、予備校が活用できていない為ではないか?。短答はそもそもデータが無いとクリアできない。予備校無視では多くの受験生は対応できない。基本書等の教科書には、要件・効果がきちんと書いていないケースや、わかりにくいケースもある。予備校は落としていないケース、答案にかける形で工夫してあるケースが多く、特に民法は辛かった。

- ・論文は、概ね良問であったと思う。次年度以降も、法科大学院での努力と試験結果が比例するような出題になるよう、より一層工夫をして頂きたいと思います。
- ・択一は、全体的に聞かれる知識が細かった。また公法系は運で得点が左右されやすいように思う。(出題内容・解答形式の両面で)

出題形式が若干変わった事(特に、民事系論文)が気になりました。

- ・日程がキツい。
- ・一回落ちたら、かなり就職等で不利になるというプレッシャー、3回しか受けられないというプレッシャー、ロースクールに進学して人生を賭して皆が本気で受けて(記念受験は、旧司よりはるかに少ない)3割しか受からないというプレッシャーからすると、新司は割に合わない。一橋ロースクール生の中でも旧司のレベルは低くないと思われるし、制度設計を変える(例えば全国平均に満たない合格率のろーすくーを廃止して、ロースクール入学段階でしぼる)などしないと、合理的な選択をする人はロースクールに入ろうとしないのではないのか。そうしないと司法制度改革の趣旨にもとることになると思われる。

トイレに行く際に係りの人がついてきますが、トイレの中(個室の外)にまでついてこないという意味だと思います。女子トイレの中で知り合いに偶然会うこともあると思いました。

日程が過酷である。

特に、1日目、神経をすりへらす択一試験を一日中受け、その次の日に、一番長丁場の7時間の試験というのは、きつすぎると思う。1日目択一であれば、2日目民事、日中をいれて、3日目を選択、公法にするなど、もうすこし受験生の体力等に配慮してほしい。

今回は全体として少し奇をてらっているのではという印象がありました。勉強の成果ではなくもっぱら現場での思考力が問われると、普通の勉強をして、知識を獲得する動機づけを欠かしてしまうと思います。

6-お気づきの点

・(旧試験と比べても)論文試験と択一試験が同時期にあり、且つ、科目数が論文8科目、択一7科目、5日間の長丁場というのが厳しい。範囲としても相当に広いし、体力的負担としてもかなりしんどいものがあった。三振制度、中途半端な合格率もあって、想像を絶するプレッシャーであり、今年の受け控えがかなりの割合に至ったこともよく理解できる。

択一試験については、基本的に大学の講義とのリンクはない。上述のようにそれをくまなく講義でカバーすべきとも思えない。そのため、いわゆる択一専用知識を問うような問題(例えば、行政法における情報公開や個人情報保護の細かい知識、刑事訴訟法における全く論点にならない細かい条文・知識)については、法曹として知っておくべきという観点からはともかく、法科大学院における教育の到達程度を測る試験という観点からは、不適切であると感じる。一方、公法系、特に憲法の判例知識を問う問題は単に結論を問うだけではない問題であり、(難しいが)判例をしっかりと読み理解するというローの理念からして適切な問題だと感じている。

論文の問題はいい問題だと思うが、これだけの科目数がある中で法解釈と事実分析・整理の両方を短い時間の中で要求されており、学生への要求水準が多少高いと感じている。特に問題検討の時間が足りない。また、特に民事系において、毎年傾向が相当変化しており、他の科目のように王道の問題を良問に仕立て上げ正面から問うというより、結果的にだましうち、ふいうちのような問題になってしまっている面が多少あると感じる。

・司法試験終了後の法律事務所、就職活動や裁判官・検察官採用との連動態勢を、法曹三者及び書く法律事務所の中で、しっかりとやり取りしたいと思っています。私たち受験生としては、試験がゴールではなく、これから先のおよそ40～50年の法律家としての生涯をしっかりと歩み、日本の22世紀23世紀が引き続きより良い世の中になる為に、全身全霊で貢献していくにはどうすればよいのかという事項がとても大切であるからです。

・もう少し、入隊質管理を柔軟にして欲しい。また遅刻しまいと早めに来ている受験生を集合時間まで入れないような措置は止めて欲しい。持参した座布団は、自己責任を前提に4日間置かせておいて欲しい。

・民法のように、たまたま調査官解説や重判を読んだ者が得をする問題は、漏洩疑惑の生じる余地があるので出すべきではない。

・商法は、どこかの大学の期末試験のような問題でありつまらない。昨年問題の方が現場思考を必要とし面白かった。

・行政法は答練で訓練した者が有利な出題形式であった。行政法の点数のよい大学は教授が答案の書き方を伝授しているか、学生が予備校に通っていたかのいずれかである。

・H20の択一の平均点が267.9点と、H19の247.6より20点遺贈あがっている(全体でも250.7と231.7で20点位上がっている)が、1回目受験の人の話を聞くと、昨年より問題が簡単との意見はない(私も含めて)。他方で2回目受験以降の人は簡単だったようである。(伝聞だが)。問題が広く浅いという感じなので、勉強量が点数に比例するのだと思う。するとどうしても2回目(2年目)以降の受験者のほうが有利になる。やはり択一对策を早い段階からやっておかなくてはいけなくなる(少なくとも安心できない)。もはや授業(試験に関係ない)なんてやってらんない感じになるのでは。にも関わらず足切り点を230に引き上げたのは、どういうわけでしょうか。平均点が上がったのは、今回は2回目(2年目)以降の受験者が多かった為と思われる。1年目受験者にあまりに不利では。他に純粋未修者に対しては、1年目には来るなどといったようなものだろう。いずれにせよ法科大学院3年間は、全て択一对策に費やされる事になりかねないのは、→来年は今年より問題が難しくなるかもしれない。平均点が更に上がるかもしれないという不安がある以上、択一对策に天井はない。

・昨年度より、行政法は論点に気がつきやすかったように思います。民事も問題自体の複雑さが少なかったように思います。前t内的に知識重視な傾向のように感じます。

・出題傾向が一貫していない。実務家的問題と学者的問題がはっきりしている。刑事系は安定してる。

・合格者を増やして欲しい。調子の良いうたい文句で初めて、合格率を減らされるのは甚だ迷惑だ。

・短答と論文を合離して、試験日程を実施して欲しい。体調を崩し易く、体力のある人しか合格できなくなってしまう。

・論点偏重・暗記型で無いのはとても良い。しかし科目によっては(憲法・民訴・会社等)、何と勉強してよいか良く分からない。現場思考もいいが、もう少し基本でないと勉強方針が立たない。

・論文の設問形式については、確立されてきたと思う。優しい基本を視点を変えて聞く形式はとても良い。

・大学院の授業だけでは、時間内に起案を作成される能力を身につけることは極めて困難である。今年の本試験を受けて思ったのは、前期修習がない状況ではそうした能力を身に付けている事今年ような問題を出題したのだと思う。これからは法務省と文部省が話し合っ、その、のかい離を埋めて欲しいと思います。

・融合問題を作る必要があるのか疑問である。

・昨年にまして、基本的事項の確認と現場思考力を問う問題が多くなったと思う。予備校の論証暗記型の勉強の必要性が低くなるので良い傾向だと思う。

・受験会場や教室ごとに、試験監督員の態度や運用にバラつきがあったと、よく耳にするがいかががななものかと思う。例えば、旧試験では許されたストップウォッチの使用などが挙げられる。それと受験環境がよろしくない事も問題であると思う。

・試験監督員の態度が非常に悪い。例えば第一日目、民事系の試験時間中、事務作業や事務員同士の口頭の連絡で大変うさかった。昼休みに受験生の1人が文句を言うと、午後の公法系からとても静かになり、民事系の時間を返して欲しかった。また試験前からタオルを首に巻いていたが、試験開始後になって注意され時間をロスした。さらにあろうことか最終日には一列まるごと刑事系の答案回収を忘れ、慌てて回収した後に、答案を雑に扱っていた。受験生が人生をかけて望んでいる事にもっと留意して試験運営をして欲しい。

6-お気づきの点

・私は名古屋市で受けました。会場入口に毎日愛大の教授陣が立っていました。会場とはいえ、あまりいい気分がするものではなかったです。また一般に開放されている法学部図書館に、事前に使用許可を頂いていたのに、司法試験受験生はダメだと言われました。たしかに受験生という事は伝えていませんでしたが、HP等で説明されておらず納得できません。論文の公法系終了の10分前くらいに混線したのか、授業の音が入りました(数秒ですが)。延長措置、お詫びの言葉も無く、見方によっては会場校生への不正行為とも取れるような気がします。短答の足切りは本当に不安です。旧試からやっている人との差がありすぎです。未修は足切りラインを低くするなどして欲しいものです。

・民事第1問・設問2は、重刑に載っているとはいえ、難しすぎるのではないかと。民事第2問・設問2は、法科大学院では触れられておらず、従来の傾向からすると知識に寄っていると感じた。既存の知識を応用して考えるのではなく、知っているかどうかで決まってしまう。(特に小問2)

・今年は少し傾向が変わった気がするが、大幅に傾向が変わると、要領の良い人だけが受かるようになる気がする。

・試験内容についてのコメントは特にするつもりは無いが、法科大学院における教育について意見を述べる機会がないので、ここの後輩や今後の法曹教育の為に、思うところを書き記しこれを読んで頂いた方に意を汲んで行動して頂けると信じる。様々な点について、意見したい事はあるが、特に次の点について述べたい。それは答案練習会(いわゆるトウレン)や受験指導と、書面作成能力・論理力表現力等試、試験において求められている能力の関係である。この能力は実践無くして身に付けるものとは思えない。また実践である答練や受験指導は、この能力向上に準ずる面が大いにある。それにもかかわらず、これらの良い面は現状ではほとんど無視されたかたちで、国からの指導などがされているように思う。現場の受験生や教育者たる教授の方々は、その必要性を感じている。だから国からの指導などに抵触するのを回避する態度で、いわゆる答練と同じものをその名を変え、手段方法を選びつつ行っている。そうだとすれば、対策的観点から答案作成指導を制限・禁止するのも予備校思考排除に資する面もあるものの、書面作成能力向上の為に指導を正面から認めればよいではないか。仮に認めたとしても、試験問題自体が適切なものであれば、望まれる方向に自然と進むはずである。要するに、答案作成指導をするなど言いつつ、その作成能力が欠けるとして受験生を非難するのは、矛盾であり、制度への欠陥に起因する不利益を受験生(特に未修の方)に転嫁するものであり、私は憤りを感じる。

・時間・日程・科目数が厳しいと感じた。短答7科目と論文8科目を一緒にやるのは、かなり大変だった。

・法科大学院での授業とは関係しない間も出題されていると感じる。

・受験回数制限は、即時撤廃すべき。7割合格であれば納得できる制度だが、3割となったからには極めて残酷・不合理な制度であるとする。

・刑事系は難易度に差があるのではないかと思います。

・1日で6、7時間論述する事は、かなり過酷なので目薬を使用した。試験中の使用が許されているか受験の注意書上不明だったので、目薬あるいはシップ等の使用についても明記したほうがよいと感じた。

・体力・気力ともに必要な試験だと感じた。

・論文・民事系に関しては、大大問が会社法の複雑すぎる事例で、民訴も基本書にほとんど触れられていない問題であり、時間が足りなさ過ぎる。会社で手間取り、民訴をじっくりと考える時間がない。民法は要件事実へ傾きすぎており、基本書だけで対応できない。また例年の事だが、大大問としなければならない内容でもなかった。大大問は廃止すべきである。3回しか受けられないのに、民訴の設問4は受験生に酷すぎる。代表的な基本書で触れられていない問題を出すのは、それを去年と同様に漏洩も疑われ、極めて問題である。民事系第1問に民法を持ってきた事も不意打ちで問題である。

・出題者・ローの教育も試行錯誤なのに、受験生だけが3回の受験制限のリスクを負わされているのは不合理の極みである。合格者の低迷、合格者数削減の流れから、すみやかに受験日数制限は廃止すべきである。会社法の事例の複雑化は、商事を扱う実務家の少ない地方ローに極めて不利。会社法は、シンプルな事例とし、基本事項を問うべき。また適切な誘導を付すべき。「民法」と「要件事実」は値は同じでも、勘どころが異なる。「民法」なのか「要件事実」なのか問いに明示すべき。

・福岡での受験だったが、部屋の人数・照明の明るさ等、比較的適切だった。ただ2人掛けの長机をしよう(おそらくキャスター付き)であったため、討論試験の際に思いのほか机が激しく揺れる(ボールペンの筆圧の為)のが難点であった。設備上限界だろうとは思ったが、できれば改善をお願いしたい。

・試験は大変難しかった。法科大での学習と受験対策としての勉強との完璧な両立はかなり困難であり、有る程度の割り切った姿勢も必要だと感じた。

・論文試験で、試験終了時間になっても書き続ける受験生に対する監督員の対応が甘く、旧司の場合のように厳しく注意された上で、2回目に注意されれば失格、というようなペナルティーが無い為、書き得になっていて、多くの受験生が書き続けていて不公平であるという意見が周りには多い。

・答案構成用紙を試験開始前に折り曲げて準備する事について、可能なのか禁止なのかが明確にされていない為、折り曲げて注意された受験生とされなかった受験生があり、これも不公平である。

・短答の得点を足切り以外に総合得点に加味する等、二重に評価する現行のシステムでは知識偏重に過ぎるため、社会人に広く門戸を開いたというより、司法浪人の救済制度に墮している。旧司法制度を存続して、社会人として経験のない法学部卒を切り離してほしい。知識のみで現実の知らない裁判官や弁護士による弊害を取り除く為に導入された制度なのだから、社会人の実務経験等を評価するように数年に1回、必ず知識や記憶力だけでは解答できない問題を出題して、現場の実務経験のある人間に配慮した問題構成をしている。今の新司法試験は採点の手間を考えて、先に知識を問うて足切りしている為、社会人に門戸を開いた意味が無い。絶対に変えるべきである。

6-お気づきの点

・新司法試験における未修者の成績が、既修者の成績と比べて遜色がない、とか、新司法試験は既修者よりも誤った法律知識に染まっていない純粋未修者に有利とかいう発言をよく聞くが、これには誤解があるのではないかと感じる。
いわゆる純粋未修は、私の同期の未修者を見ても、1割に満たず、多くは法学部出身者で、既に予備校等で旧司法試験の勉強を数年した人によって占められている。2期末修以降になると、純粋未修者の割合は更に落ちる。
これらの実は既修者コースに入っても不思議ではない人々が、未修者コースに加わっている結果、未修者全体の成績が上がり、法科大学院における純粋未修者の教育が成功しているかのような印象を与えているように思われる。私の学校では、1期末修者にとって最初の試験である昨年の新司法試験を純粋未修者の大部分が受け控え、合格者のうち純粋未修者は1人とどまった。
なによりもこのような実態を認識して欲しい。私は、法科大学院における未修者の教育が成功しているとは決して思わない。法科大学院という制度が、多様なバックグラウンドを有する法曹を育てるという理念の下に作られたものである以上、純粋未修者と法学部出身者・旧試験受験生の間にある実力の差を法科大学院における教育によって是正することができないままに、後者にとって圧倒的に有利に働く試験を継続することは前記理念に背くものだと感じる。3回の受験回数制限も、法科大学院制度・教育の失敗のツケを、特に純粋未修者にまわすようなもので、少なくとも制度が確立するまでの間は、受験回数制限を設けるべきではないと思う。

・刑法の短答は以前のように時間がかかるパズル形式の出題が少なくなり、助かりました。しかし、傾向が随分これまでと変わったので戸惑った人も多いのではないだろうか。
・民事訴訟法の論文の試験問題については必ずしも知識偏重ではないとの意見もあるかと思います。しかし、問題文に引用されていた学説を知っているか知らないかで大きな差がついてしまうことは否めないと思います。

・短答式試験は、知識の部分がが多く、既修者に有利だと思った。旧試験を受けていた人が有利になるので、短答式は、足きりだけに使い、最終合否には使わない方がよいと思った。
試験自体の負担が重すぎる(科目数が多い、範囲が広すぎる)。
法科大学院の修了から、実施まで期間がありすぎる気がする。
合格者が、当初いわれていた修了者の7~8割程度と実際の2~3割とでは、差がありすぎ、当初の情報を信じた者の期待が裏切られないように配慮してほしい。

・どの教科書にも載っていないような内容の出題はやめて欲しいです。すべての努力が水の泡に帰せしめられるような気になります。

・時間が足りない。相対評価なので受験生には平等であるが、限られた時間の中で答案構成を急いで行えばどうしてもミスは出るし、あてはめも雑になるし、字も汚くなる。ヒアリングで試験委員が口にする不満は、試験時間を伸ばすとある程度解消されると思う。

・択一は範囲が広すぎ、およそ全てを網羅する事は困難である。刑法も出題される判例が百選を超えており、到底学校で習う域を超えている。学校の講義とは関係ない出題が多すぎる。

・大変な試験ではありますが、実務家になるにはこれくらいできるようになりたいと思える試験だと思いました

・基本的な論点を掘り下げて、聞くという姿勢は十分に伝わったが、1科目2時間程度の試験時間では、対応することが困難であると思う。論点をもう少し絞るか、もう少し試験時間を延ばすような改革を期待したい。

・出題趣旨の公表は試験終了後、即時にすべきである

・公法系においては憲法と行政法が各設問に分けられ、刑事系においては刑法と刑訴法が各設問に分けられ、各設問がどの科目について問うているのか、各設問の意図が比較的明確であった。

・民事系においては第1問が民法、第2問が会社法と民訴法に分けられていた。他方で、前年度は、第1問が会社法、第2問が民法と民訴法に分けられていた。このように今年度と前年度とでは第2問の科目の組合せを異にしているわけであるが、第2問の組合せの意図が不明確である。

・民事系は、公法系及び刑事系と異なり、第1問と第2問の別があるとともに、融合問題を比較的作り易い分野である。民事系第2問については、その科目の組み合わせの意図(融合問題として論じてほしい等)をもう少し明確にしてほしいと考える

・個人的には論文について時間が少し足りない感がありました。もう少し分量が少なければ、未修の受験生でもそれなりに内容のある答案が書けるような気がします。

・東京大学法科大学院の多数の受験生が「憲法」の出題に強い憤りと疑問を感じている。具体的事実の分析をさせたいのであれば、論点主義的な出題を避け、07年の試験のように「争点」を問題文中に明示すべきであった。これで不合格にされたのではたまらない。この点は、是が非でも伝えていただきたい。
・民法の要件事実即ち出題はとても好ましい
・商法・民事訴訟法の試験問題は非常に良く練られ、勉強になった
・有明の会場はとてもよかった
・反面、TOC五反田・池袋の施設の悪さは筆舌に尽くし難い
・試験官が答案用紙を1枚しか配らず、受験生の指摘により、2枚目を配りはじめ、まだ配り終えていないのに試験を開始するという事件があった(有明・知的財産法最終組の部屋)。法務省の試験運営の準備不足に腹が立った。試験官に事前指導をしてほしい。

・サンプル問題、プレテスト、過去2回の本試験を経てみると、今回の問題には、法科大学院での(あるべき)教育の成果を示すべきことが求められていることが一層はっきりと現れていると思われる。その点、受験生は誰でも、それなりの解答ができたはずであり、予備校での答案作成練習(答練)だけでは対処できなかったのではないかと。いわゆる論点を予想しても、それが時間内に求められる解答として答案を作成することに、直接役に立つとは限らないからである。

法科大学院内部での、いわゆる「答練」は、例の事件の後、少なくとも私の見た限りでは、課外の(任意の)勉強会というスタイルに変わっていったような印象がある。今回の出題内容は、そんな悩みのある中で、法科大学院での学習のあるべき姿をひとつの形として、このように提示したということか、と思われる。

ただ、「答練」を排除すべきこと、院生は法律文書作成の訓練をおろそかにしてはならないということとは別である。その後全国の法科大学院で、その点をどのように配慮しているのか、修了した私は寡聞にして知らない。私自身の体験から言うと、「答練」に偏ることはなかったにせよ、試験科目の勉強で手一杯であり、それ以外の特別な訓練には手が回らない(模擬法廷などを除いて)状態だった。一受験生としてはやはり、いわゆる「三振制」の下、受験失敗の不利を受験生に一方的に課しているということを問題にせざるを得ない(昨年の法務省公法系ヒアリング結果参照)。

少なくとも我々は、たとえ建前であれ、ロースクールでの学習は、単なる受験対策であってはならないと教わり、現実の試験対策とのギャップに悩みながらも、在学中は提出課題や、試験科目以外の講座にも追われていた。学校側いわく、「我々がもし、受験対策だけに限ることを許されるのなら、今の陣容なら最良のものが提供できる。しかし、それをしてはならないのである」とのこと。ならば、やはり法科大学院教育の見極めである新司法試験は、単なる試験対策によって克服しうるものであってはならない。しかし、現実の問題として、現在の合格率の下、受験機会を3回に限ることは、ぎりぎり(確率論として)正当化できるか否かという、かなり危ういものである。今後修了生が滞留することの関係で、どうあるべきなのか、避けて通ることはできない問題である。試験制度に手を入れつつの試行錯誤の下、受験生のみが不利を負わされることは、許されるべきではない。

・論文の答案用紙が異常なほどにインクを吸わない。水性ボールペンだと答案が汚くなり、書いた後に触ると字が読めなくなり、書き直さなければならなくなる。どんな用紙を使うか分るようにしておくか、油性ボールペンを使うように告知してほしい。油性ボールペンを使った人にもインクが浮いた状態が長く、答案が汚くなった人がいたようなので、インクの吸わなさはかなり異常だったと思う。

・他の部屋と違い、自分の部屋はパイプ椅子と会議用机。できるだけ条件を統一してほしい。会議用の2人掛けの机は、隣の人の動きで揺れたり、ギシギシ音がするので少し気になる。

・科目により、難易・知識で解ける問題を考える事で解ける問題のパラツキが多き。また何を記述させたいのか、意図がよくわからない問題も多かった。

・①問題について・・・問題の感じが変わったと思った。

②試験監督・・・試験監督の質が悪いので、改善を希望する。選択科目の時は、名前の記入を指示されたのが、試験開始の1~2分まで、記入している途中で「開始」の号令が発表された。かなり動揺したし、名前等の記入ミスのチェックも出来なかったの心配である。公法系の時は、試験開始の10分前になっても、第1問の解答用紙しか配布されておらず、数名の受験生が第2問の解答用紙を配布してほしいとの申出をしたが、試験官からは「ない」との返答が繰り返された。それでもシツコク申出をしたので、ようやく包みを確かめてもらった。あわてて、第2問の解答用紙が配布された。このときも、名前等の記入は、直前となり、確認をしている時間が設けられなかった。

・打ち合わせで、配布物の確認くらいはしてもらいたい。試験官は、アルバイトらしいとの話を聞いたが、アルバイトとはいえもう少し真剣に取り組んでももらいたい

・試験官がひそひそではあるがよく話していて、近くにいるものにとっては、気が散って迷惑だった。

・試験問題とは関係ありませんが、新司法試験制度をつくる時は、合格率7~8割と言っていたのに、現実には今年なら3~4割と、かなり当初の予定とは離れた数値になっている。これは法科大学院の定員が多すぎるから、というのは分りきっているのに、何も手を打たず淘汰されて(一部の法科大学院がつぶれていく)いくのを俟っているだけ、というのはナンセンスすぎる。そうしているうちに新司法試験に合格できなかった人がどんどん増加し、かといって大学院を卒業してから試験を受けているから新卒の就職活動も出ず、行ってみればノートをどんどん送り出すような仕組みになっていると思えない。早いうちに制度そのものを見直すか、せめて法科大学院の定員を減らして、不合格者を減らしていくべきだと思う。また法科大学院の授業が、試験対策に偏重している(自分の大学院は全くという事はなかったですが)、とよく言われますが、現在の3~4割という合格率が大学院としても合格者を出さないと潰れるかもしれないという状態なのに、試験対策をするなどという方が無理だと思う。この事もまず法科大学院の定員を減らして、合格率を全体として上げれば各大学院も焦って試験対策偏重になるという事は少なくなるのではないかと思います。

・年によって問題形式や傾向にブレが大きく、オーソドックスな基本的な問題が多かった去年と比較して戸惑いました。特に民訴の最後の問題は、その場で思考力で対応する問題だと思います。(私は時間が無くて出来ませんでした)。ただ配点も大きく、条文や判例をコソコソ勉強しても解ける問題ではないので、コソコソ勉強した成果を発揮できる問題でない点に大いに不満を感じました。また商法の株式交換なども、授業ではさっとしか触れる時間が無かったので、これらも自分できちんと勉強しておく必要を痛感させられました。3回しか受験できず、かつ法相の一声で合格人数が変動するようなシステムを続けるのであれば、試験の形式や内容もオーソドックスなものかつ毎年大幅な変動をなくすべきです。そうでないと適正手続に欠けます。

・公法系・民事第2問・刑事系の論文式で2科目をセットで解かせる必要性が分らない。問題文自体、無理矢理「融合」させているだけで意味が感じられない。時間配分やトイレの時間をとるか否かで結果に影響するが、そんなスキル(?)まであの試験で問いたいのか?。時間終了後も全体に「筆記具を置いてください」と言うだけで、いつまでも書き続ける人を止めないのは気になる。

・イスが改善の余地があると思います。試験科目8個は大変ですが、実務の入り口として必要な量でしょう。

・問題自体は手も足も出ないような内容ではないと思う。それに関わらず上手く表現できず、読み易いまとまりのある合格答案が書けていない事を実感している。知識をいかに整理して文面に表せるかが合否の分かれ目になる試験だと感じた。

・プレテスト2006年本試験は、時間的に答案作成をする事は困難だった。今年の試験は2007年にまして問われている事は明確であり(時間内に解答することは困難だが)、比喩的に言えば「直球勝負」の問題だったと思う。

6-お気づきの点

・昨年、一昨年のヒアリングにも出ていたが、法科大学院で行われている教育内容によって、得られる知識能力を試す試験になってきていると思う。それ自体は法科大学院設立新司法試験を採用した趣旨からすれば当然の事と思う。しかし、そういった知識・能力は卒業してしまった後には、独学や予備校で得ることは難しいのではないかと。とすれば卒業生への教育という事を法科大学院で真剣に教える必要があるのではなからうかと思う。

・結局昔と変わらない。受験生の負担が増しただけではないのか。

基本的には、人生をかけるにふさわしい試験であると実感した。いい試験だ。

今回の司法試験では幅広く知識の有無を問われたように思うが、ここで求められる知識を大学院での2年ないし3年で身に付けるのは困難ではないか。各分野の基本原則、手続の流れを中心に、知識を蓄えるべきである。

・例えば、短答憲法の1212問題が、一肢減ったところなど、ヒアリングが反映されていた気がします。また昨年の刑事系小問形式の改めなど、受験生のくたらないミスに対する試験委員の先生方の配慮を感じました。ただ、昨年からの試験委員の先生方の大幅改編があったはずなのに、昨年の受験に対するヒアリングなどがここまで反映されていると、結局作成者は変わっていないのではないかと、という疑問がありました。どのような先生を添削にあて、どの地域の受験生のものを読ませ、どのように採点するか、という辺りを明らかにする事は、種々の問題も抱える為非現実的だと思います。しかし受験生としては昨年の慶応の件も踏まえると、添削等は公平性が客観的に担保されているのか、と点が気になります。

・昨年より易しい。ただ採点基準は相変わらず不明確。変に意図を持つ(予備校外し等)より、素直に採点し、採点基準を公表したほうが公平なテストと思われる。また採点官の想定外の回答にも出来る限り点を与えるべき。(再現答案から検討した結果、昨年は主題趣旨と大幅にずれると法的に論理的に正しくても採点されないとの話を聞いた。)

・上記アンケートの回答は、受験して数日しか経っていない段階での印象であるという事をご了承ください。全体的な印象としては、知識を披露するのではなく、設問の事案を分析させる例年通りの新司法試験らしい問題だったと思います。ただ昨年の問題に比べると、例えば修習生と弁護士との会話や、当事者間の話し合いのような「誘導」が減少して、難しくなったのではという印象を受けました。この点に関して、もちろん実務家になれば「誘導」はないので、その点から問われるのは当然なのでしょうが、実際の事案を処理する場合と設問に解答する場合は、その性質が違うのでもう少し丁寧な問題設定をしていただいてもいいのではないかと思います。すなわち、実際に事案では当事者と話し合い、どういう主張をするか方針を立てるのでしょうか、設問として事例があり、問題点を述べよというだけでは、何をどこまで書いていいのかわからず、主張は多数挙げた方がいいのか、一つをじっくり論じた方がいいのか、どちらが重視され、配点に重きが置かれているのかわからず、構成に手間取り、事案の分析にあまり時間がかけられなかったり、答案に考えたものを示したり出来なかったような気がします。加えて、例えば民法で家族法分野が配点の半分を占めたり、民事訴訟法で教科書にもほとんど触れられていないような論点を問うたりするなど、いくら事案の分析とはいえ、これまで勉強した主要な法律の知識をあまり使わない問題で合否が決まる事も少し疑問に思いました。ただ当然私は問題に文句を言える立場ではなく、このような点も勉強を積み重ねれば見えてくるのでしょうか。採点されれば恐らく実力どおりの結果が出ると思います。結果はどうなるかわかりませんが、まだまだ勉強不足だと感じた試験でした。

・刑事系の問題ですが、「具体的事実」に則して答える。という事でしたが、法科大学院で事実認定は窃盗罪など限られた範囲でしかやっていませんでした。私の受講した刑事系実務の先生があまり授業の方向性を事前に示す事に親切ではなかった事も考えられますが、学校の授業だけでは対応は難しいと思いました。今回の問題で、共同正犯か従犯か事実を使って認定してください。というような論点がありましたが、実行犯が300万円盗んで、盗みに入る場所の地図を書いて盛り上げている人が100万円もらえる、という設定でした。私は、共同正犯であれば、折半して150万円ずつもらおうと書きました。カッターナイフの認定に関しては、包丁ではない事などいろいろ書きましたが、たぶん法科大学院の限られた時間で事実認定の推認を全部やるのは難しいだろうな、と思いました。刑事系の刑訴で、操作場所が2階だったから、男だったら窓から飛び降りて逃げる危険性がある、という事を何人の受験者が書いたのでしょうか。自分の頭で考える事は大事ですが、そこまで試験で追及する必要があるのか疑問でした。ちなみに刑事系刑法では、住居侵入と窃盗、住居侵入と強盗で「かすがい現象」が起きているので、科刑上一罪、という論点があったように思います。この論点は辰巳の答案練習で聞かれていたが、法科大学院で聞いた事は全くありませんでした。

・①短答式試験突破の難易度が高くなってきており、このままでは論文式試験の重要性が低下する恐れがあると感ずる。②論文試験において、問題の分量が多い一方で、回答内容の指定が無く、出題としてあるいは時間の設定が適切ではなかったと思われる科目があった。具体的には憲法・会社法。③論文試験において、問題文の語句が曖昧なものが多かった。具体的には、会社法(「債権侵害」)、特許法(「専用実施権の設定」)、民事訴訟法(「捜索」)。④短答式試験の公法系において、インターネット等においても未だに解答が判明していない問題(いわゆる疑義問)が複数ある。

・年々、未修者を合格させようとして、問題が思考テスト化していると感じた。短答で法律の知識をチェックして、論文で思考を試すから、知識のチェックは担当で十分といった某有名教授がいたか、それならもっと短答を難しく、本当に知識があるものだけ、短答を合格にすべき。短答は条文を読んでいるかだけで今年点数にひらきが出るような単純知識を問う問題になっており、「まじめ度チェックテスト」のようなイメージ。これでは法律の知識がなくとも思考テスト(論文)に合格したら、法曹になれるという悪しき慣行が出来上がるだろう。法曹の質の低下とは、ここに原因があるのではないかと。従来の司法試験であれば、修習に臨んだ時点で、6科目の知識は当然の如く頭に入っていたであろうが、新試験の合格者は修習でも、基本書を一から読む人も結構いると現在修習している合格者から聞いた。東京弁護士会の先生方が仕事をスムーズにこなすのも、全ては基本的な知識が頭の中に入っているからではないだろうか。そして、これまで従来の司法試験で日本はうまく機能していた。そうであればわざわざ変更する必要がない。そもそもロススクールというアメリカから輸入した制度が失敗であることは明々白々であるが、出来上がったものは仕方ない。そこで、せめて新試験だけでも、正当なものであるべきと考える。知識の無い人間を合格させるのが新試験であるのであれば、それは法曹になるための試験として、不適切である。さらに、慶応の問題漏洩にはじまり、その他試験委員が在籍する大学はかなりの確立で問題を漏洩している。私が確認しただけでも新試験と某大学で行われた答案練習会の問題文が全く意味の分からない判断をしたが、世の受験生はこれで納得する事ができるだろうか。大金を払って、受験資格を得る為だけに、2~3年、大学院の教授に振り回されやっとなんか受験資格を得ることを考えると、不正は絶対に許すべきではない。去年、慶応で問題の漏洩がないと判断された事によって、今年も去年の慶応と同じ程度の漏洩であれば、政府から問責されないと考えた大学は多数あっただろう。つまり政府が去年、慶応を不問に伏したことで、問題漏洩ができるという悪しき慣行を作り出したと言える。これらの点を、政府はしっかり考えていただきたい。

＜論文について＞

あとになって考えれば、問われている論点は基本問題なのだが、問題文が抽象的過ぎるところがあって、受験現場では何を聞かれているのか迷った(特に民事系)。

刑事系のように、基本問題を比較のストレートに聞いてくるかと思えば、民訴のように、細かすぎる知識を聞いてきたり、民法や商法のように適応力を問うてきたり、問題の方針がめちゃくちゃ。これでは、旧司法試験と同じで、結局は、論点をいかにたくさん知っているか、答練をいかにたくさんやってきたか、によって出来不出来が分かれることになるのではないかな。

＜短答について＞

公法系で、○×の組み合わせ問題や、正誤の組み合わせ問題に固執する意味が分からない。受験生の実力がストレートに反映される問題形式ではなげいけないのか。

・短答式試験(とくに公法・会社法)は、知識偏重の傾向が強く、法科大学院で学んだ事が直接役立たなかった。特に公法は、判例を暗記する事を求めているような出題が多く、適切でないと感じた。

予備校で出題されていた問題と比べて、マニュアルが通用せず法的思考力を問われるいい問題だった気がする。しかし融合問題を出さないなら4時間連続する必要はないのでは(憲法・行政法/刑法・刑事訴訟法)。

・年々、資料や問題文が少なくなっている事から、知識による勝負ではなく、思考・文章力による勝負である事が明らかなような感を受けています。ヒアリング・採点実施にも「教科書では書かれていない事」による勝負とありましたが、しかしながら知識偏重ではない事事は理解しておりますが、教科書で書かれていないことを学ぶには、学生としてどうすればよいかとも思います。日々の自律的な学習は当然としても、その他経験豊かな先生方から学ぶ他ありませんが、これでは大変失礼ながら偶然に左右されないでしょうか。新司法試験についての点そのものではない事を述べ、申し訳ありません。

論文式試験の解答用紙がつるつるしていてインクをはじいてしまい、汚れが気になりとても書きにくかったです。

・択一論文だが、4日間がハードすぎる。
・択一が難しいし、足切りがあって恐すぎる。
・合格者を減らすなら、合格率70%を維持する枠組みで実施すべきである。受験回数・制限があるのに30%というのはどう考えてもおかしい。法務博士になっても就職が出来るわけでもない為、制度として不備は計り知れない。法務省が見直しをすすめるならば、法曹となれなかった者のサポートや補償をするくらい考える必要があるとも思える。ロースクールに数百万円も支払った以上、上記手当ての必要性は大きいと考えます。

・初めての受験で、集合時刻と着席時刻の扱いが分らず、集合時刻でも入室できない事に戸惑いました。入室可能時刻(目安)を明示して頂けると、時間管理や体力面で助かります。可能であれば担当試験の解答をもっと早く開示して頂けたら、自己採点も踏まえて復習でき、ありがたかったです。
・中に1日、休みがあり助かりましたが、論文が続くと最終日は手が痛み困りました。3日目と4日目の間にもう1回、休みがあると良いです。特に女性は湿布等して臨んでいる方が複数いました。

・監督官がカンでばっかりいて、イライラしました。うまくしゃべれる人がいいです。

・短答式については、法科大学院では扱わない分野も多く出題されるので、法科大学院教育との適合性はあまりないと思う。ただ、最低減必要な知識はあるし、法科大学院の授業数が限られているので、短答式試験の勉強は自首学習に委ねられているのも仕方ない部分があると思う。
・公法論述式については、時間が毎年足りないのでは、問題文を短くするなどして欲しい。

・論文は主題意図が分りづらいものが多い。論証をどこまで書かせたいのか、事実をどの程度拾って欲しいのかも定かではないし、何より何が問題なのかははっきりしない。去年の刑法のように極端な誘導がある科目もあり、方針が一貫しているとも思えない。これでは本番で主題の意図に気付いたか気付かなかったかで大きく点数が開いてしまい、運の要素も大きくなるので、試験には改善の余地がある。出題意図を分り易くした上で、多論点型の問題を作った方が実力をはかれると思う。
・短答は、去年よりずっと良くなっていた。特に公法の部分点は今年の方が公正だと思う。

・論文試験の採点基準、または、模範解答が示されるべきだと思う。何が評価されたのか、何を目標せばいいのか、可否にかかわらず分からないまま、正解が分からないままというのは国家試験としておかしいし、勉強のしようがない。
・短答式試験の出題範囲の法令を明確に告知して欲しい。〇〇系というくりになった結果、旧試験のときよりも不明確になっている。論文試験で配布される司法試験六法掲載法令でよいと考えているが、それで本当によいのか、試験である以上、出題範囲は明示されるべきだと思う。
・短答足切りがある以上、4日間連続で論文まで書かせるべきかを再考して欲しい。また、全く採点されないのであれば、返却することによる弊害が生じるとは考えられないので、せめて、足切りになった受験生に対してだけでも自己の答案のコピーなり原本なりを返却することを検討して欲しい。当日自分が書いた答案は、採点されていないものであっても翌年度に向けた学習の際に大変役立つからである。
・また、論文について採点された者に対しては、答案の返却が困難であるとしても、よりきめ細やかな、大問単位くらいでの得点は合否にかかわらず開示してほしい。どの科目の答案が評価され、また、評価されなかったのかを知ることは、司法修習における学習や、翌年度に向けた学習の参考になる。

6-お気づきの点

・論文式試験が、刑事系で現行司法試験に回帰したと思われる。予備校の分析速報でも述べられていたが、いわゆる論証を事前に用意できていた受験生であれば、迅速に規範部分についての答案構成が迅速に終わることができたと思われる。それに伴い、事実の分析へ時間をかけられ、その結果として優秀な答案を作成できるような問題であったと思われる。これは、新司法試験受験生が、各科目の基礎知識が足りなすぎることに対する試験委員からの危機感が垣間見られる。一方、民訟法では、おそらくどの受験生も事前に考えたことのないであろう問題が出題された。とはいえ、条文や制度の趣旨から解き明かしていくことが求められていると考えられる良問と考える。たとえ、3年間の学習期間があるとはいえ、入学前に6科目の基礎知識・論証を身につけた既習者と未習者の「差」ができるだけつかないような問題を出題しようとした民事系・公法系の論文は評価できると思う。最後に、公法系の短答式については部分点のつけ方が甘すぎると思う。3肢のうち1肢でも正解していれば部分点を付与するのは、おかしい。部分点の付与の仕方を例年通りにすると公法系の平均点が下がるのであろうが、合格点の230点を下げることによって調整することで足りると思う。

・第1回、第2回試験に比して簡単になったという印象

・①5月受験→6月択一発表→9月合格発表という設定では、いざ道を改めようにも出遅れてしまうという問題があり、択一試験については、在学中に受験・発表があれば、再考の機会も得やすいのではないかと思います。
・②また択一試験は、40%の絶対足切り以外は、ボーダーを明確にしておらず、このような仕組みでは、本来的能力を発揮する事が難しくなるのではないのでしょうか。上記①と併せて、択一・論文の分離は考慮しても良い事項だと思います。
＜択一→択一教室→終了認定(3月)→論文(5月)→論文発表(9月)＞のイメージで。

・短答のマークシートがミスしにくいよう工夫されているのでは、素晴らしいと感じた。
・試験会場の机が揺れて書きにくかった。(隣の人はいなかったが机自体がゆがんでいたという事)

・誘導が全体的に少なかった。

・過去問と傾向がかなり違ったのでおどろいた。昨年は、未修習者第1回目という事で基本を聞いたとのことだが、未修者の純粋未修率は今年の方が高いのではないかと思います。ここまで大幅に変えられると、正直対応に困るところあった。公法系は、4時間しかないのに、憲法の問題文の量、内容の複雑さは少し常軌を逸していたように思う。
・時間内に十分検討できる量に減らすか、試験時間を延ばすかにしてほしい(後者の方が望ましい)。もう一点、これは試験内容ではないけれども、会場について不満が大きい。上の階でバーゲンセールをしていたので、物を運ぶ音や足音などが響き、相当騒がしく集中が削がれてしまった。会場ごとに格差があるのは、よくないように思う。

・特に今年の論文式試験については、納得できない点が多い。未修生への配慮のためか、勉強していてもしていなくても、解ける場合は解ける、解けない場合は解けない。という大変運試しのような問題であると感じた。(特に民訟法)
確かに、知識に偏るのは好ましい事ではないが、しかし法律実務家になるには、最低限必要な知識は身に付けて当然である。民訴で言えば、弁論主義・処分権主義といった大原則についての理解が無くても、本年度の問題は、現場でひらめけば解けるし、ひらめかなければ解けないという運試しのような問題であると感じた。
既修生は、なにも予備校に通い続けている人が全てではない。私は法学部の4年間をまじめに学んで、予備校に通わずに、既修生として入学した。がんばりが報われるような試験にして欲しい。
出題の趣旨などを見ずには、まだはっきりとは申し上げる事はできませんが、受けてみた直後の実感として、上記のように感じました。

・すでに昨年のヒヤリングでも触れられていた点ではあるが、公法・民事法・刑事法という分け方に、全く意味を感じない(特に民事大大問)。融合問題の可能性を残すという意味はあるだろうが、融合問題にしてもどうせ採点者が採点できないのだから。試験実施から合格発表までの期間が長すぎる。

・基本的知識をベースに、問う試験で良かったと思います。

・問題形式について、年度ごとに変える意味があるのでしょうか。

・思考力・応用力を試す主旨であれば、全科目とももう少し分量を抑えるか、試験時間を若干伸ばして頂けたらと思います。

・公法系の短答試験におきまして、正解の3つないし、4つの組み合わせの問題減らすか、配点を工夫して欲しい。あの問題で3点を取るよか、1点か、0点では大きな違いがあり、肢自体の正解率と得点の開きが大きいと受験生が旧司法試験のようにテクニックに走る恐れあり、法科大学院の授業をおろそかにしてしまう危険があるから。
・ヒヤリングだけでなく、試験委員が時間内で書いた模範解答を作って欲しい。試験委員に評価関される答案の方向性はわかるが、具体的にどこが評価されるのかがわからない等、受験生は評価される答案の検索に苦勞しています。

昨年は、重刊掲載の最新判例を重視する傾向があったが、今年はこれが基本重視の問題に改められた点は評価できる。特に、公法系、刑事系は、改善された。しかし、民事系では基本的な問題というよりは、今までみたことない論点を現場で思考させる問題が出題された。法的思考を試す問題として、良問と評価する意見もあるかもしれないが、それまで勉強した成果がダイレクトに発揮し難いと言う意味で、運に左右される面が大きいと避けるべきである。真面目に法科大学院のカリキュラムを勉強してきた者が足をすくわれるおそれがある。
また、商法は事例が複雑過ぎ、量も多すぎる。8科目中、最も悪問であった。民法を大問として、民訴と商法を大大問として出題した点も意味が分からない。そもそも、融合問題を作らないのなら、8科目それぞれ、別個に2時間ずつの試験にすべきである。試験委員だって、各科目ごとに選出されているのに、無理矢理、系列を作って出題する意味が分からない。4時間の試験は、長すぎて時間配分に失敗するリスクがある。同様の時間で数多くの問題を解く必要があるため、予備校が繁盛するだろう法律知識、理解と関係ないことで合否が決まるのは悲しい。

6-お気づきの点

秋以降に発表される「ヒアリング」が大きなヒントになっている出題であるということを、各法科大学院の学生が気づけば、よりよい答案が書けるようになるとおもいます。しかし、「受験慣れ」をしていなかった去年は、卒業までの履修単位をそろえるのがやっとで、そこまで気が回りませんでした。今年は、紀州製の学生にコツを教えてもらえ、対策がとれました。昨年の民法の問題はダイナミックでとてもおもしろいものですが、今年は民法が融合問題を外れた「不意打ち」であったこともあって、知識の有無で決定されてしまうような、どちらかというと旧司法試験に近い問題で(書き方、要件事実の加え方によってはそうでもないですが)あまりわくわくしませんでした。民事訴訟法は、学生の臨機応変な民事訴訟法の運用能力を試す趣旨と感じました。そういう意味ではいい問題であったかもしれませんが。刑事訴訟法の広汎と捜査が逆になっていた点も、試験委員の試みを感じました。憲法については、学説と判例法理との齟齬をきちんと認識でき、使い分けられるような論述方法の獲得が必要で、ここに旧司法試験との違いがあるように思いました。

法科大学院全体の定員に対して合格者数が少なすぎるように感じる。これを改善するには法科大学院全体の定員を減らすか、合格者数を増やすかするほかない。高い合格率を信じて高額な費用を法科大学院に支払った学生が3回受験して合格できないという事態は、当初の想定よりも多数生じることが確実視されている。その点の対策について文部省も法務省も日弁連もほとんど考えていただけていないように感じられる。目の前に迫った3振受験生多数出現の問題としてとらえて頂きたい。試験制度改善よりもその点を優先して欲しい。

学校が試験対策をしてはいけないという文部科学省の方針の意図が分からない。法律家としての素養を文章力で測る試験ならば、その能力を高める教育を学校がすべきであるのは当然だと思う。そのような指導が実務で通用する能力を伸ばすことに繋がらないのであれば、それが直結するような試験内容に変更すべきであり、いずれにせよ矛盾を感じる。また、個人的には択一をなくすべきだと思う。論文の採点が大変なのは理解できるが、択一对策のために、多くの学生がどれだけの時間を安気に費やしているかを知ってほしい。

まず、とにかく回数制限を廃止してほしい。7割が落ちる試験は、もはや落とす試験・競争試験でしかない。医師国家試験でさえ回数制限がない。また受験者層は、旧帝大卒・早慶中大卒が大半を占めていると思われ、相当のレベルは担保されていると思われる。それなのに、合格率が低くなってきているし、合格者数自体も減らす動きがあるのである。このままでは、来年の受験可能者数に対する受験者の割合は、今年よりも更に小さくなると思われる。まずすべきは、回数制限を廃止し、合格者数を減らしても不満が出ないようにすべきである。次に、試験運営につき、会場で差があったようなので、問題がないように徹底してほしい。特に、注意事項の読み上げが遅く、用紙への氏名記入が1分前になった会場の受験者は、相当不満をもっていた。また、解答用紙がインクを吸収しにくく、手で擦れやすく非常に困ったので、この点も、改良の余地がある。問題は、一部で重要判例解説(有斐閣)を読んでいたか否かのみで大きく差がつくものがあった。(民事系第1問設問2)、もっと違う聞き方もできたのではないかと感じている。

(短答について)

昨年よりも、民事系が3問、刑事系が1問増えているのが問題冊子の表紙の記載でわかって、とくに民事系の時間配分が気になったが、知識を問う問題が多く、時間不足にはならなかった。刑事系においても時間が足りたので、知識を問う問題が多く、時間不足にはならなかった。

(論文について)

・出題形式について

昨年は、刑事系第一問で不注意で小問のみに解答してしまっ、一年間自己嫌悪に落ちたが、今年はそんな形式もなく、形式においてストレスが少なかった。ただ、民事系第二問の間4については問題文が少し分かりにくい気がした。

・内容について

公法系1問については、基本を問う良問と感じた。
民事系2問については、個人的に急に難易度が上がった気がした。
刑事系については、法的思考、理解を問う良問と感じた。

定規がなぜ禁止物に当たるのか?この点を改善して欲しい。とくに、汗により答案作成に支障がある者は、定規を下敷きのようにして発汗により答案用紙がふやけないようにするなどの工夫をしているところ、定規の使用が禁止されると答案作成上大きな支障がある。
問題配布中に、参考書等を見ているものがある場合に不公平等があるところ、各会場ごとに些細な取り扱いが異なることを是正してもらいたい。私の部屋ではそのようなことは無かったが、他の部屋では上記のような不平等があったようである。

去年の論文は基本的なことをどれだけ丁寧に(正確に)論述できるか、当事者の利益を衡量する法的思考がとれるか、を問われるものであり、法曹実務の資格試験としては非常に適切だったのではないかと、個人的には考える。そして、こういう問題でも差つのが今の受験生の質なのであり、出題形式や範囲について奇をてらわずとも考查できるということが証明されるのではないかと今から予想する。出題者には、これからもこうした王道をいくような問題の出題を願いたい。

毎回問題の量、難易度などにばらつきがある。問題(今回は民訴、民法)で何を問うているのか理解に苦しむとの意見(自分を含めて)が多々あった。

1.試験制度について

そもそも、回数制限制度自体が間違いである。未習者に多くの「受け控え」を生じさせている。また、合格しても就職ができないのであるなら、回数制限を撤廃し、合格者を1000人程度に絞り込むべきだ。

2.試験問題について

択一に関しては、公法系の機械的な〇×組み合わせ問題、特に憲法の判例問題が実務家養成の観点からズレていること以外は、適切なレベルだと思う。しかし、法科大学院の教育水準に合致していない。これはもっぱら法科大学院の問題であり、司法試験側が妥協してはならないと思う。

論文に関しては、昨年・一昨年と比べても、ネタ切れしたのか、法的思考力を問うという点で、質の低下が見られる。特に民法・刑事訴訟法に関しては、予備校答練のほうがましな問題といえる。

憲法が相変わらず学者の自己満足的な問題で、出題趣旨に偶然合致したかどうかで点数が決まるという弊害がある。また、民事系第1問で民法をもって来るという奇襲をかけたせいで、民法の問題が薄っぺらになってしまった。

3.最後に

ネット経由でアンケートを行うのに、ワード文章に記入し添付せよとは…。アンケートをとる以前の問題です。HPを経由して記入させるなどの方法があるはず。こういうのはパソコンができる人がやったほうがよいと思う。

受験環境を整えるべきである(特にTOCについて)。

6-お気づきの点

新司法試験の問題については、全体的に非常に練られたよい問題だと思います。すべてではないにせよ、いわゆる論証の吐き出しでは対応できない問題だと思いました。新司法試験の問題は、「質」が高いと感じました。ただ、私が感じたことは、時間が足りないということです。新司法試験の問題は問題文が長いので誤読する可能性が高く、それだけで点数が付かなくなるおそれがあります。新司法試験においては、法律知識よりも素早く正確に事案を把握する能力が最も重要であると感じました。法科大学院に望むことは、上記の能力を向上させるために答案練習会を行うことと、具体的な採点基準、あるいは答案の書き方を示すことです。答案練習会をすると、受験生が考える訓練を怠るという理屈がありますが、意味不明です。また、答案の書き方などのマニュアル面などについて教えたとしても何ら弊害は発生しないと思います。新司法試験の問題は非常によい問題だと思いますし、法科大学院の授業もある程度試験に対応していると思います。ただし、法科大学院の教授方は、「時間内に解く」という能力を開発するためにはどうすればよいのか、という点をもっと重要視すべきだと思います。